

戦時賃銀統制に関する研究（その二）

——国家独占資本主義賃銀統制の内容——

三 好 正 巳

三 戦時下生産機構の脆弱性と賃銀統制

1 物価統制と賃銀

日本金融資本がその成立のときからもっていた制約は、日本資本主義における金融寡頭制支配の強化過程に、一定の特殊な性格をつけくわえずにはおかなかった。

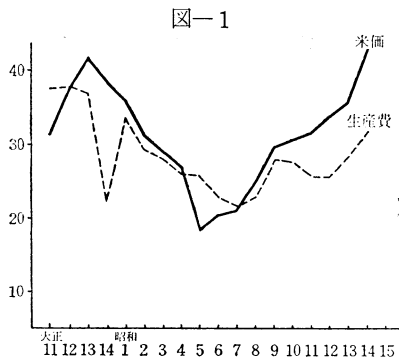
すなわち、日本金融資本のそのような制約とは、金融資本成立とその支配過程（≡金融寡頭制）における財閥の位置を規定する歴史的諸条件であって、(1)「半封建的」土地所有、(2)当時の最重要生産力基軸たる鉄鋼業の国家独占的支配、(3)資本の価値組成を規定する重要な技術要因をなす機械工業とくに電機工業の外資依存などの経済的諸条件は、金融寡頭制の資本循環上の構造的特殊性を規定せずにはおかなかった。そして、この金融寡頭制の構造的特殊性は、日本金融資本（≡財閥）支配のなかでも、経済的支配としては市場支配の不徹底さを表現するものであって、したがって金融資本にとっての価格機構の、ひいては生産機構（≡独占利潤搾出機構）の脆弱性を意味するものであった。

日本金融寡頭制のこのような価格機構における脆弱性は、なによりも、まず、米価問題として発現した。日本資本主義の米価問題は、金融資本成立時から一貫して存在し、それは、帝国主義段階での資本関係にとって、「半封建的」土地所有との矛盾の露呈であって、米価はその価格機構の最脆弱環を形成するものである。

ところで、日本資本主義では、「半封建的土地所有||半農奴制的零細農耕」のもとで成立した米の搾出機構としての「明治的米穀市場」⁽¹⁾の機構的境界は、金融資本成立による市場拡大とともに露呈し、しかも、この境界は米価の高騰⁽²⁾としてだけではなく、金融資本の再生産構造の基底部分における生産関係の動揺をも暴露せずにはおかなかった。それゆえ、米価の急騰を契機として起った米騒動も、実は、金融寡頭制の展開過程における基底部分の動揺を契機とした階級諸関係の編成替にともなう階級闘争⁽³⁾であったとともに、それは「明治的米穀市場」の性格を規定する天皇制官僚・軍閥専制支配にたいする反抗となった。また、この米騒動を契機にして、金融寡頭制下の帝国主義的米穀市場⁽⁴⁾が形成されて行き、それにともない、米価対策として、帝国主義的米穀市場に対応した米価調節が実施されるようになった。しかしながら、植民地米の搾出機構を組みこむことによって一段と強化された本国米搾出機構としての帝国主義的米穀市場は、本国農業と植民地農業との矛盾関係を内在したものであって、この矛盾関係は、昭和初頭の農業恐慌期に急速に尖鋭化した。この矛盾の尖鋭化は、本国農業で、小作料減免要求を強めさせただけでなく、恐慌で行きづまった中小地主の土地売却、自作化にもとづく土地取りあげにたいし、小作権の確立を要求する小作争議を発生させ、激増させた。このような土地闘争の激化にみられる本国農業の危機は、植民地米搾出機構を楨杆とする米搾出機構のもとでの農業の構造的動揺にはかならなかった。すなわち、土地闘争的性格の小作争議の激発は、「半封建的」土地所有制の動揺を意味するものであった。しかし、

日本金融資本は、この「半封建的」土地所有制を温存し、帝国主義的米穀市場を温存することによってのみその資本関係の拡大を維持しえたがゆえに、「半封建的」土地所有制における地主—小作関係の縮小再編成をはかる以外に道はなかった。こうして、金融資本は、小作権を否認するとともに、小作争議に国家を介入(Ⅱ「調停」)させ、自作農の創設維持(Ⅱ追加労働の搾取とそれによる「農村厚生」)をはかり、農業生産機構の変動を抑制しつつ、植民地米をふくめた需給と市場価格の調節をはかつて、価格機構を補強し維持することに努めた。

しかし、農業生産機構をそのままにして、流通的措置だけによる米価の調節は、すでにその初発から限界をもたざるをえなかった。大正初期から本格化したといわれる米価政策も、一九三三年の米価統制法(一九三三年三月二九日法律第二四号)による農業統制開始までは市場対策におわり、そのために、米価はなおも激動している(付



備考 1) 生産費は自作者生産費、米価は東京深川正米市場の内地玄米標準相場

表16)。すなわち、こうした米価政策は、米穀市場に一定の制約をあたえながらも、米価が自由価格であることを基本的には妨げるものではなかった。それゆえ、米価の変動は、その市場構造に規定されて生産費から大きく離れた激しい変動さえもしめたのである(図一)。

金融寡頭制の市場支配構造における脆弱環たる米価のこのような変動は、それが農業生産機構の脆弱性にもとづくがゆえに、金融寡頭制そのものの動揺をも惹起しかねない。また、この動揺は労資関係の緊張激化としてあらわれざるをえない。すなわち、金融資本の成立は利潤源としての剰余価値生産を急速に拡大することになり、こうして拡大再生産を始めた労資関

付表16 米価卸売価格および指数の趨勢

	1石当 米	指 数	米価政策の特記事項	
明治37	13.22	110.8	非常特別法改正（38年施行）——米穀輸入関税実施	
38	12.85	107.7		
39	14.72	123.4		
40	16.48	138.1		
41	15.94	133.6		
42	13.14	110.1		
43	13.27	111.2		
44	17.35	145.4		
大正 1	20.96	175.7		関税改正——関税自主権確立
2	21.40	179.4		台鮮米受渡代用制度実施（大正3年台湾米代用廃止）
3	16.13	135.2		朝鮮米に関する移入税廃止
4	13.07	109.6		本格的米価政策開始
5	17.76	148.9		米価調節調査会設置（大正5年廃止）
6	19.84	166.3		経済調査会設置（大正6年廃止）
7	32.75	274.5	「暴利取締令」公布（大正7年適用）、農業倉庫法制定	
8	45.99	385.5	穀類収用令公布、取引所停止	
9	44.63	374.1	臨時財政経済調査会設置（大正13年廃止）	
10	30.83	258.4	米穀輸入税全廃	
11	39.19	328.5	米穀法制定——米穀の需給調節	
12	34.49	289.1		
13	38.47	322.5		
14	41.54	348.2	米穀法改正——市価調節を明示	
昭和 1	37.57	314.9		
2	35.08	294.0		
3	30.77	257.9		
4	28.92	242.4	農業恐慌	
5	25.31	212.2		
6	18.37	154.0	米穀法改正——米穀輸出入の政府許可制、基準米価告示	
7	21.10	176.9		
8	21.36	179.0	農業統制の開始、米穀統制法制定	
9	25.94	217.4		
10	29.59	248.0		
11	30.44	255.2	米穀自治管理法制定、穀共同貯蔵助成法制定	
12	32.15	269.5		
13	34.17	286.4		
14	37.13	311.2	米穀配給統制法制定	
15	43.20	362.1	臨時米穀配給統制規則、米穀管理規程発令	

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

三五 (二七九)

係において、労働者の生計費にしめる米穀費の比率が相対的に高い賃銀⁽⁶⁾では、米価は賃銀を媒介として利潤に大

備考 1) 大正10年までは正米標準相場、大正11年～昭和11年は深川正米各等平均、昭和12年以降深川標準米各等平均。
 2) 指数は明治33年基準
 3) 大内兵衛監修、日本統計研究所編『日本経済統計集』1958年、日本評論新社より作成。

大きく影響せざるをえないからである。しかし、賃銀と米価のこのような関連は、資本制生産様式のもとの労働過程の発展段階が未だ低いことよって、したがって、資本による労働の包摂のありようにかかわって強いものとなっていたことを看過してはならない。

ところで、この米価の調節のためには、農業生産の完全な包摂を終える金融寡頭制の再編成・補強を必要とするが、そのばあい、「半封建的」土地所有制が一定の阻害条件となる。すなわち、帝国主義的米穀市場の構造的脆弱性を矯正しようとすれば、土地所有そのものに触れざるをえず、かといって、土地闘争の激化のなかでその編成替（＝縮小再編成）を強行するとすれば、必然的に国家の介入を要請せざるをえない。しかも、国家介入によるこの編成替が金融寡頭制の再編成・補強であるかぎり、土地所有にふれずに、かかる地主―小作関係の縮小再編成にとどまらざるをえず、また、このような制約のゆえに、米価調節はやがては所有にはふれることをさせて生産統制へと連結せざるをえなかった。こうして、農業統制が始まり、急速に展開することとなる。

一方、金融寡頭制のもとで、鉱・工業部門における生産機構の脆弱性が露呈し始めるのは、第一次世界大戦から昭和恐慌を経て、資本主義世界市場の硬直化、したがってブロック経済化の進行に促進された急速な軍事経済化過程においてであった。この時期の資本集中は、露呈した生産機構の脆弱構造の補修のために、中小資本にたいする統制強化過程をもなったところの、強化された金融寡頭制国家支配による生産機構脆弱構造の縮小再生産にはかならなかつた。そこで、この脆弱性構造の縮小再生産過程は、同時に、財閥・独占資本の支配強化過程にはかならなかつた。すなわち、一九三二年には、日魯漁業を中心とする北洋漁業の大合同・石川島とダットソン両者の自動車トラスト結成、石炭共販機関昭和石炭設立、一九三三年には、王子製紙による富士製紙、樺太工

付表18、1 経済拡大の動向

	資本投資		生産指数	
	計画資本	払込資本	工業生産指数	消費財生産指数
	(百万円)	(百万円)		
昭和9年			127.4	116.1
10	1,426	1,293	141.0	125.0
11	2,000	1,608	150.2	125.3
12	3,627	3,747	169.8	136.5
13	3,976	2,834	172.0	125.1
14年3月			189.3	121.4
6月	5,380	4,100	179.8	
9月			171.1	
12月			187.9	
15年3月			184.7	121
6月	4,902	3,680	176.4	102
9月			178.2	111
12月				
16年	4,774	4,919		

戦時貨銀統制に関する研究(その二)(三好)

- 備考 1) 資本投資は日銀調、計画資本は新設、増設、社債をふくむ。
 2) 工業生産指数は商工省調(基準は昭和5・6・7年平均)。
 3) 消費財生産指数は東洋経済調(基準は昭和6・7・8年平均)。

急騰が始まった(付表17)。一九三一年の重要産業統制法は、「カルテルの形における統制」を意図したことで、カルテルの強化拡充を促進し、かかるカルテルで補強された生産機構の脆弱性構造は、景気回復による生産増大と軍需生産への傾斜過程で、カルテルとアウトサイダー、原料カルテルと製品カルテル、供給者と需要者、生産者と消費者の間の価格をめぐる抗争を尖鋭

付表17 カルテルおよび非カルテル物価指数

	カルテル物価	非カルテル物価
昭和6年3月	146.6	123.5
9月	134.5	115.4
7年3月	145.5	126.5
9月	153.7	141.9
8年3月	174.0	149.2
9月	177.2	160.5
9年3月	168.2	159.3
9月	174.1	174.1

- 備考 1) 大正2年1月基準
 2) 東洋経済新報社『経済年鑑』より

業の合併、旭絹織、延岡アンモニア絹糸、日本ベンベルグの合同、大日本ビールとキリンビールの共販成立、台湾、明治、大日本の製糖業合同問題、石川島造船所、大阪鉄工所、横浜船渠、浦賀船渠四社の合同、一九三四年八幡製鉄、東洋製鉄、輪西製鉄、釜石鉱山、九州製鋼などの統合による日本製鉄設立、松方と石油六社のガソリン協定など、製鉄、ビール、製紙部門におけるトラスト、石油、石炭、肥料などの部門でのカルテル形成によって、財閥・独占資本の市場支配は強化され、物価は高騰することとなった。

付表18, 2 株式会社計画資本及払込金内訳 (単位100万円)

	昭和11	12	13		14		15		16	
	計画資本	計画資本	計画資本	払込金	計画資本	払込金	計画資本	払込金	計画資本	払込金
業	123	317	741	316	503	284	422	324	267	251
製造工業	648	2,077	2,017	1,426	2,399	1,848	1,805	2,155	2,197	2,047
化学工業	164	665	701	402	438	379	531	580	493	665
機械器具工業	126	563	616	499	1,012	741	713	755	787	535
金属工業	108	395	523	341	790	596	412	653	586	668
其他工業	250	454	177	182	158	131	148	165	328	178
其他産業	1,230	1,232	1,218	789	2,731	1,383	2,673	1,779	2,309	2,113
合計	2,000	3,627	3,976	2,532	5,634	3,521	4,902	4,258	4,774	4,412
軍需関係産業(1)	771	2,394	2,758	1,743	2,902	2,133	2,227	2,749	2,464	2,298
(重化学・鉄業)(2)	521	1,940	2,581	1,561	2,743	2,023	2,078	2,313	2,133	2,110
(1)(%)	67	81	93	89	94	94	93	93	86	92

備考 1) 払込金内訳は株式出資および社債、なお政府出資を含む。

2) 日銀調による。

化させた。⁽⁷⁾

このような価格問題の発生は、日本資本主義の経済軍事化過程における障害となった。こうして、重要産業統制法の適用が、独占価格にたいする一定の制約をあたえる方向に転換せざるをえなくなった。

また、五・一五事件にみられる如き反財閥感情のもとでの、軍需インフレを楨杆とした生産拡大過程は、新興財閥すなわち、日産、森、日曹、日窒などを成立させ、既成財閥と新興財閥対立の虚構を演出するなかで生産機構の急速な軍事化旋回を強行させた。一九三五年の未には、軍需工業部門を中心に遊休生産力は解消し、膨大な軍需充足のために、いまや急速な生産力拡充をこそ必要とするにいたった。すなわち、一九三六年の二・二六事件は、日本資本主義の軍国主義化をいっそう促進することになり、軍需生産のための生産力拡充を目的とする統制強化をよびおこした。こうした生産力拡充計画は、陸軍によって総合計画として策定され、⁽⁸⁾やがて、第一次近衛内閣の「財政経済三原則」で具体化されることになり、一九三八年になって、

付表19 軍事費の膨脹とその影響

年次	軍事費 百万円	軍事費中民間機械工業に注された金額(A)*	機械工業生産額(B)	(A) (B)
		百万円	百万円	%
昭和10	1,173	528	1,381	38.2
11	1,199	532	1,609	38.5
12	4,114	2,153	*3,248	66.3
13	6,097	3,283	*4,359	75.3

備考 1) *印は東洋経済新報社の推定(『日本経済年報』)

2) 日本銀行「満州事変以後の財政金融史」(日本銀行調査局『日本金融資料』昭和編第27巻所収)182頁より。

「生産力拡充四カ年計画」(「改訂四カ年計画」)へと発展した。

この軍需生産増強のための「生産力拡充計画」にそって、資金調整、為替管理、貿易統制、生産・配給統制などが実施されるようになった。こうして、一九三九年まで急速な経済拡大がみられた(表18ノ1、2)。

しかし、軍需を中心とした生産拡大は、その膨大な軍需によって、金融寡頭制の脆弱性構造の生産機構のもとにおける拡大再生産を阻害せずにはおかなかった。この阻害は、まず、物価の急速な高騰として発現した。たとえば、機械工業では、その生産額の%以上が軍需で占められており(付表19)、この膨大な軍需は需給関係を混乱させて価格騰貴をまねいただけでなく、日本資本主義の拡大再生産のための起動力を大幅に減殺させることにな

った。そのために、軍需を中心とした生産拡大は、当初においては、中小資本による生産増加に担われながら、やがて中小資本の、ひいては民需部門の整理・統合をもって軍需の充足をはかるにいたり、結局は、生産全体の停滞と崩壊とをもたらさずにはおかなかった。

ところで、この生産機構の構造的脆弱性そのものが、金融資本の国家支配をとおして形成・維持されてきたが、そのような内容における日本資本主義の金融寡頭制は、膨大な軍需とその累増によって、価格機構の動揺として自らの構造的脆弱性を露呈させた。この価格機構の動揺は、(1)国内商品と貿易商品、輸出商品と輸入商品⁽⁹⁾、生産財と消費財の不均等な価格騰貴として現われた(付表20)。(2)植民地や占領地域への投資の増加と貿易統制下の「無償

付表21 国際収支（内地分）

（単位 100 万円）

	貿易収	貿易外勘定収	国際収支
昭和12年	△ 636	△ 583	△1,290
13	60	△ 838	△ 778
14	805	△2,099	△1,294
15	263	△2,090	△1,827
16	△ 157	△2,787	△2,944

- 備考 1) △は支払超過
 2) 日銀統計局『金融参考資料』による。
 3) 昭和14年貿易外勘定収は G. H. Q. 資料による。
 4) 前掲、日銀『満州事変以後の財政金融史』163頁より。

金本位制停止後も、日銀券は依然として正貨準備と保証準備については従来の規定に従って発行されてきた。しかし、国債の日銀引受発行により、その比較的高い消化率にもかかわらず、膨大な引受額は結果的に日銀券の増発をもたらした。そのうえ、国際収支の悪化による正貨準備の減少は、いっそう正貨準備率を低下させた。これにたいし、一九三七年の金準備評価法、金資金特別会計法は一時的に日銀券の限外発行を消滅させはしたが、一九三八年には再び限外発行が現われ、やがて管理通貨制度への完全な移行となった。⁽¹⁰⁾ こうして、軍需インフ

付表20 卸売物価指数

（1931. 12. 10=100）

		昭和 12. 6. 30	13. 6. 30	14. 6. 30
総指数	(76品目)	188.0	214.3	225.1
{	国内商品	140.8	155.2	172.4
	貿易商品	198.7	227.6	237.0
{	輸出商品	163.3	162.7	199.0
	輸入商品	276.6	270.9	270.1
{	穀物	214.2	221.4	276.2
	食料及嗜好品	129.4	136.8	144.2
	被服	170.6	251.4	249.5
	被服地原料	197.9	192.3	200.7
	建築材料	153.5	175.9	174.4
	金属品	323.8	329.2	300.7
	工業薬品	160.3	177.5	224.6
	工業雑品	273.6	280.3	292.4
	燃料	150.3	183.5	215.1
	燃	185.7	201.9	212.9
	肥			

- 備考 1) 金属品とは電気銅、鉄鉄、鋼材、亜鉛、鉛、錫。工業雑品とは染料、皮革、ゴム、洋紙、パルプ、和紙。肥料には大豆粕、練粕、硫安、石灰窒素、過磷酸、硫酸加里をふくむ。
 2) 衆議院調査部『物価問題に関する資料』調査資料第33輯（1939年9月）付属資料より作成。

輸出」(＝国際的不等価交換)による国際収支の悪化(付表21)。(3)一九三八年を境として、貨銀騰貴率が物価騰貴率を上まわるようになった。⁽¹⁰⁾
 このような膨大な軍需は、管理通貨制への移行と、管理通貨制を前提とした軍需インフレーションの急進によってのみ充足されえしたが、それゆえに、価格機構はその自立的調整機能を著しく減じた。

レは、その抑制装置を失ったことよって急進を開始し、価格機構の調整機能を減退させ、金融寡頭制の価格機構は、この減退した自立的調整機能を補強するための国家統制措置によってからくも支えられてきた。しかし、戦争の激化とともに深刻化するインフレーションは、「生産力拡充計画」の具体化（＝軍需生産集中）がもたらした物価騰貴にたいして、国家統制で補強された価格調整機能の限界を露呈させた。それゆえ、物価統制は、インフレの増進とひきつづく軍需の急増のもとで再編成・体系的調整過程を経過しながらも、価格調整機能を維持しえず、結局は戦時下軍需生産の破綻を阻止しえなかった。

国家による物価統制は、一九三七年五月一〇日、内閣に臨時物価対策委員会が設置されたことに始る。この委員会は、内閣総理大臣を会長に、大藏、農林、商工大臣を副会長とし、委員、特別委員で構成されていた。⁽¹²⁾

また、臨時物価対策委員会には、鉄其の他金属に関する小委員会（委員長大河内正敏）、石炭動力運賃等に関する小委員会（委員長井坂孝）、生活必需品に関する小委員会（委員長大口喜）が設けられ、生活必需品に関する物価応急対策答申、鉄に関する答申、石炭に関する答申、動力問題に関する答申、運賃に関する答申がなされた。この答申では、石炭、動力、運賃については価格調整よりも需給調整に主眼をおいた内容をもち、鉄については自主統制機関を設置して需給調整することを主張している。生活必需品のみについて、答申は消費調整のほか、重要生活必需品に価格公定制度の導入を考慮すべきとした。⁽¹³⁾ 答申のこのような内容に対応して、開戦当初の物価政策は、原価については傍観し、もっぱら暴利を負る価格騰貴を抑制するために、最高価格を公定し配給統制を強化しようとした。したがって、原価について傍観するかぎり、原価構成要素としての賃銀の騰勢については特別の問題とはならなかった。それは、賃銀の騰勢が物価騰勢の範囲内にあるかぎり、特に問題とはならないからで、

付表22 貨銀と物価の趨勢

	定額貨銀騰貴率	実收貨銀騰貴率	就業時間	物価騰貴率
昭和3	- 0.8	+ 3.1	9.54	+ 0.6
4	- 0.5	- 1.3	9.49	- 2.8
5	- 2.4	- 5.0	9.37	-17.7
6	- 4.5	- 6.8	9.33	-15.5
7	- 3.2	+ 3.4	9.38	+11.0
8	- 3.1	- 0.5	9.45	+14.6
9	- 2.0	+ 3.7	9.50	+ 2.0
10	- 1.5	- 0.7	9.51	+ 2.5
11	- 0.7	+ 0.8	9.51	+ 4.2
12	+ 2.1	+ 5.4	9.54	+21.2
13	+ 3.6	+ 9.1	9.57	+ 5.5
14	+10.8	+11.7	9.57	+10.5
15	+13.7			+11.9
16	+11.2			+ 7.1

- 備考 1) a. 定額貨銀, 実收貨銀, 就業時間は民営工場のもので日銀調査局『労働統計総覧』(1940年)より算出。ただし昭和15, 16年の貨銀騰貴率は商工省『物価及貨銀統計月報』(東洋経済『経済年鑑』昭和18年版所収)より算出。
 b. 昭和14年は同年8月, 他は年平均騰貴率。
 c. 昭和9年の実收貨銀は八幡製鉄所の一般工業への組替えにより, 騰貴率は高くなっており, 修正値は約1.5%の騰貴率となる。
 2) 物価騰貴率は日本銀行卸売物価指数(東京)により算出した。

なぜなら、そのかぎりでは利潤に重大な影響をあたえるものではないからである。なお、貨銀騰貴率が物価騰貴率をこえるようになったのは一九三九年からであって(付表22)、それ以後になって貨銀統制は主張されるようになった。すなわち、生活必需品価格の統制による貨銀抑制から貨銀の国家統制への移行・展開の開始であるが、このような展開によって、物価統制は原価統制を基礎として本格的に展開することになったのである。

ところで、開戦当初の応急物価政策は、暴利ヲ得ルヲ目的トスル売買取締ニ関スル件(一九一七年九月一日農商務省令第二〇号)を軸に実施され、その強化のためにそれは全面改正(一九三七年八月三日商工省令第一〇号)され、対象品目が八品目から二六品目に拡大されたが、ひきつづく同年一〇月の改正で三二品目となった。

一九三七年末には、商工省は自主的の最高販売価格制度を採用し、配給の合理的調整により物価高騰の抑制をはかるうとした。しかし、供給の絶対的不足のもとでは、自主的の最高販売価格制度は破産せざるをえず、しかも、表面は合法的取引でありながら実質的には違反した取引が横行するなかで破産した。そのほか応急的対策として

6 ・ 24	昭和 4 ・ 15 年	12 ・ 26	10 ・ 19	10 ・ 18	10 ・ 7	9 ・ 19	8 ・ 30	4 ・ 27	4 ・ 10	3 ・ 31	昭和 14 年	8 ・ 24	8 ・ 9	7 ・ 28	7 ・ 20						
内 内 米		閣 内 部 阿				閣内沼平															
物価形成委員会官制(勅令第一〇号)		物価対策審議会官制(勅令第一〇号)				物価調査委員会令(勅令第五八二号)				賃銀統制令(勅令第二二八号)				賃銀委員会官制							
暴利行為等取締規則中一部改正(商工農林省令第一号)		暴利行為等取締規則(商工農林省令第一号)				絹紡絲販売価格取締規則(商工省令第六三三号)				毛絲販売価格取締規則(商工省令第七五号)				人造絹絲販売価格取締規則(商工省令第六三三号)				物品販売価格取締規則中改正(商工省令第六八号)			
物価形成中央委員会設置		物価対策審議会設置				「物価統制/大綱」中 中央物価統制実施要綱」 中央物価委員会決定 価格等ノ引上停止閣議 決定				「物価統制/大綱」中 中央物価委員会決定				經濟警察制度							

10・15	9・3	9・2	8・30	8・12	7・10	5・29	5・14	3・3	1・31	1・25	昭和16年 1・21	11・21	10・19	10・15	8・24	7・20	7・8	7・6
閣内衛近次第三				閣内衛近次第二										閣				
<p style="text-align: center;">(国家総動員法中改正 法律第十九号)</p>																		
株式価格統制令(勅令第八三四号) 価格等統制令中改正(勅令第八四一号)				物価局官制中改正			臨時農地価格統制令(勅令第一〇九号)		價格等統制令中改正(勅令第六七号)		價格等統制令中改正(勅令第六七号)		宅地建物等價格統制令(勅令第七八一号) 10・25施行		物価局官制中改正		物価等統制令中改正(勅令第六七号)	
價格等統制令施行規則中改正(閣令第二一号)				價格等統制令施行規則中改正(閣令第一三三号)			價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一二二号)		識物及纖維既成品査定ニ関スル件(物二第六九九一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第八号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第九号)	
價格等統制令施行規則中改正(閣令第二一号)				暴利行為等取締規則中改正(商工農林省令第一一七号) 7・15施行			價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一二二号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第九号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第八号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第九号)	
價格等統制令施行規則中改正(閣令第二一号)				「低物価ト生産増強トノ調整ニ関スル件」物価対策審議會決定			價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第一二二号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第九号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第八号)		價格等統制令施行規則中改正(閣令第九号)	

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年	昭 和 18 年	昭 和 19 年			
3 ・ 8	2 ・ 9	1 ・ 27	1 ・ 19	1 ・ 18	11 ・ 29	11 ・ 24	11 ・ 22	11 ・ 15	11 ・ 1	9 ・ 14	8 ・ 24	7 ・ 16	7 ・ 15		
内				条				東							
経済関係罰則ノ整備 閣 第四号) 4・20施行 二関スル法律(法律															
物価協議会官制 (勅令第五二号) 1・28施行 価格形成委員会官制中一部改正 (勅令五二号) 1・28施行				会社経理統制令中一部改正 (勅令 第三九号) 1・20施行				価格差益及為替差益ノ納付等ニ関 スル件一部改正(勅令第八八九号) 12・1施行				臨時農地価格統制令中一部改正 (勅令第六八〇号) 8・25施行 株主価格統制令中一部改正 (勅令 第七一九号) 9・15施行		物価局官制中一部改正 (勅令第五 七七号) 7・17施行	
会社経理統制令施行規則中一部改 正 (閣令第四号) 1・20施行				会社経理統制令施行規則中一部改 正 (閣令第二九号) 11・25施行				会社経理統制令施行規則中一部改 正 (閣令第二七号) 原価計算規則中一部改正 (閣令陸 ・海軍省令第二号)				暴利行為等取締規則中一部改正 (商工農林省令第二号)		(閣令一五号) 7・1施行 賃銀統制令施行規則中一部改正 (厚生省令第二四号) 7・1施行 会社経理統制令施行規則中一部改 正 (閣令第一七号)	
物価協議会設置				物価統制所管 軍需省工業品の価 格統制所管 物価対策審議会廃 止				商工・農林省廃止 物価局・農商省移管 軍需省工業品の価 格統制所管							

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

膨大な軍需を契機とする軍需生産の巨大な集積は、熟練工を中心とした労働力需要を増大させた。このばあい、熟練労働力については、その絶対量の不足のほかに、移動の激化と稼働率の低さとが加わって需要をいっそう増加させた。労働力市場のこのような逼迫化と、さらに一般的な物価高騰とによる賃銀の上昇は、軍需生産への労働力集中を、価格機構をとおしてなしとげること困難にした。価格機構をとおしての労働力集中の困難さを生んだ最大の条件は、インフレによる価格機構それ自体の機能減退を別とすれば、生産力の停滞であった。すなわち、拡大する軍需生産が賃銀の高騰を許容しうるためには、労働生産性の上昇による高賃銀の吸収か、高利潤を継続的に保証する高価格の成立かを前提せざるをえず、軍需物資の価格高自体に許容の限度（「高物価政策」による軍需調達限度）があるからである。こうして、軍需生産への労働力集中は、まず、労働力の移動制限によって補強されることになった。当初の賃銀統制令（一九三九年三月三十一日勅令第一二八号）は、かかる主旨にそったものであった。

賃銀統制令は、機械製造業、器具製造業、船舶車輛製造業、金属品製造業、金属製錬業に適用され、未経験工の初給賃銀の公定を主要な内容とした。この未経験工初給賃銀の公定は、厚生大臣の諮問にたいする中央賃銀委員会の答申「未経験労働者ノ初給賃銀ノ基準ヲ定ムル方針」にそって、工場鉱山の男子未経験労働者の初給賃銀標準額が定められ、さらに、それを基準に地方長官または鉱山監督局長によって管内の初給賃銀の最高額および最低額がきめられた。

他方、物価統制は、物価委員会の発足によって機構整備も進み、国家統制は急速に展開することとなった。

中央物価委員会は、公定価格基準価格などの決定基準の設定にあたって、輸入品では輸入価格、輸出品は海外

市場価格、生活用品その他の国内品は現在水準以上の騰貴をふせぎ、個々の事情に応じて戦争開始前の水準に復帰させようとした。⁽¹⁷⁾ しかも、物価をただ公定するのみではなく、戦時適正価格の形成を意図し、原価形成要素である賃銀、運賃、利潤、家賃、地代の「調整」を目ざした。しかし、この戦時適正価格形成（『生産費統制』の提起は、それまでの物価統制措置の限界を認めたことと、金融資本の自主統制を軸として、膨大な軍需を処理してきた日本金融寡頭制も、その本来的な構造的脆弱性をもった生産機構のゆえに、軍需による生産力の長期の喰いつぶしに耐ええなくなったことを現わしたものにほかならなかつた。こうして、金融資本の自主統制を軸にした物価統制は、金融寡頭制の戦時体制への補強再編成過程を促進するために、新しい段階にむかわねばならなかつた。すなわち、第二次世界大戦の勃発と国際的孤立の深化とは、貿易・為替管理によって維持されてきた金融寡頭制の戦争準備体制を破綻させ、そこでの価格機構による軍需資材の備蓄を困難化した。それとともに、物価統制にあつたての価格基準についても再検討がせまられることになつた。

そこで、この新しい物価基準の基盤をつくりだすために、一九三九年九月、時の阿部内閣は国家総動員法の全面的発動によって、軍需生産力拡充計画の遂行を決意せざるをえなくなつた。

価格等統制令（一九三九年一〇月一八日勅令第七〇三号）は、中央物価委員会の「物価統制大綱」（一九三九年四月二九日決定）が主張したような国際物価水準による国内物価の調整という考えの放棄をせまられた。なぜなら、欧州での戦争勃発が原材料の国際価格、運賃などを高騰させ、また、ポンドの下落はポンド系通貨であつた円貨を激落させて、輸入市場をドル地域に大きく依存していた日本資本主義の貿易構造では、国際物価水準で国内物価の調整をはかることが、いまや困難となつたからである。⁽¹⁸⁾ここに、物価統制は、国内基準により、この基準を

つくりあげるための生産統制に付随した統制へと展開することになった。それゆえ、これまでの物価統制では、基本的には、金融資本の価格機構で軍需の調達をはかってきたために、「高物価政策」がとられたが、いまや、国家の強い介入に支えられた「低物価政策」に転換されることになった。こうして価格等統制令は、生産統制の実現のために、「低物価政策」による相対価格体系の編成をもくろんだものであった。

ところで、このような相対価格体系の強権的編成の準備のために、価格等統制令は物価ストップ（一九三九年九月一八日を指定期日とする）を実施した。こうして始った「低物価政策」は、構造的脆弱性を露呈した生産機構のもとでは、価格機構の本来的な機能（Ⅱ剰余価値の生産と取得を媒介とした価値法則の貫徹）を果しうる相対価格体系を形成しうるものではなかった。それは、この相対価格体系が生産増強の刺激を失わしめたことに現われている。したがって、軍需生産の拡大を刺激するために、そして最後には生産減退を多少でも防ぐために、この相対価格体系は統制価格の随時の改訂を行なわねばならなかった。⁽¹⁹⁾このような相対価格の改訂を、「低物価政策」と矛盾させないためにも、生産原価の引き下げを努力しなければならなかった。

一九四一年八月一二日、物価対策審議会⁽²⁰⁾は、「低物価ト生産増強トノ調整ニ関スル件」を答申した。この答申によると、「低物価政策」堅持の方針にもとづき、(1)価格構成諸要素（Ⅱ主要生活必需品資価格、基礎的生産資材価格、動力、運賃ならびに労働賃銀）の現行水準の維持およびその低下を図り、(2)生産、配給の合理化と重要物資生産増強の助成、(3)消費生活の合理化と消費規制強化、(4)購買力発生の規制と浮動購買力吸収をもって、低物価と生産増強との調整をはかるものとし、その差しあたつて取るべき措置についてもふれている。

資本の側でも論議が進み、日本経済同盟会内に時局対策調査委員会（委員長井坂孝）を特設し、政府にたいする

建議を行ない、官民協力体制の整備を主張した。資本の側のこのような動きを反映して、商工省主催の物価問題官民懇談会が開かれ、以後六分科会をもって継続的に討議が進められた。

さて、「低物価」と生産増強との矛盾は、戦時産業統制の強化過程でなお生じた生産費高騰の問題として露呈した。この生産費高騰は、(1)生産拡充計画の総合性欠除による未稼動遊休設備の発生、(2)資材の総合的一元的統制機構の未整備にもとづく一部資材の遅延が生産を遅滞させたこと、(3)資材の需要面と供給面における連繫欠除による作業停滞と手持材料の増加、(4)統制手続の煩雑さのために、資材担当の職員が増加したこと、(5)さらに統制機関の官僚化による事務の渋滞が起って、資本回転率を低下させるなどの諸要因によって起った。⁽²¹⁾

このように、生産費高騰の主要因は、軍需インフレによる物価の一般的高騰のほか、戦時産業統制機構に内在する不合理性によって促進されたもので、軍需生産に起因する再生産上の矛盾を処理することのできない資本の側としては、この統制機構の不合理性をのみ問題とすることができた。このような考えは、低物価と生産増強との間の矛盾についても現われる。すなわち、国家による賃銀規制は、「労務者の生活の安定を確保すると同時に労務者の能率を増進し、生産増大を刺戟し得る賃金制度を実施しつゝ、然も、之が為に生産費の昂騰するを 방지、進んで其の低下を図るべき方策は蓋し賃金規制に対する訓一の幣を避け、主要物資を生産する重要鉱山、工場に対しては其の实情に即し、労務者の生活の安定と能率の増進を期し得べき伸縮性ある賃金制度の特例を許容し、其の運用により、生産量を増加し、生産原価中に於ける労力費の割合を低下すると同時に、一般に徒らに賃金水準を高め、或は不必要に直接間接に労力費を高むべき各般の障碍を除去する方策を採用することにより克く其の目的を達成し得べし」とする。⁽²²⁾

戰時勞務統制下の勞力費の高騰は、賃銀統制令の不徹底や統制機構上の不備として把握されて、統制強化への要請を強めるが、他方では、能率の低下や資材配給の不円滑、機械化その他作業合理化の困難さという直接勞力費の高騰要因のほか、間接費としても、募集費の増加、勞務關係法令手續の煩瑣による人件費増加⁽²⁴⁾などによつてもたらされたものであった。それゆえ、生産費高騰を防ぎ、さらにその低下をはかつて、低物価と生産増強との矛盾を処理しようとするれば、勞務統制の強化（Ⅱ勞力配置適正化）と勞務・技術管理の強化および賃銀制度（Ⅱ賃銀体系）の「合理化」を提起せざるをえなかった。

このようにして、「低物価政策」の具体化過程は、賃銀統制にもあらたな展開をもたらさずにはおかなかった。すなわち、物価の「九・一八ストップ令」は、賃銀ストップを軸とした物価統制とならざるをえず、賃銀の九・一八水準への固定のために、賃銀臨時措置令（一九三九年一月一八日勅令第七〇五号）が公布されることになった。賃銀臨時措置令は、あくまで臨時応急のものであったので、それはあらたな賃銀統制令にひきつがれねばならなかった。しかし、この賃銀臨時措置令が、鉱山・工場労働者のみならず、土木建築、交通運輸業、農林水産業、物品販売業、銀行業、信託業、保険業、無尺業、倉庫業など直接物価に影響する事業の労働者に限られていたとはいへ、その範囲はきわめて広く、対象労働者数も多かったことによつて、賃銀統制令はこの賃銀臨時措置令によつて広範に補強されたものとなった。それゆえ、あとはこれらの勅令の整理統合によつて、賃銀統制はあらたな段階に入ることとなる。こうして、賃銀統制令の全面改正（一九四〇年一月一六日勅令第六七号）がおこなわれた。

この改正賃銀統制令は、賃銀ストップ後の生計費の高騰（付表24）によつて賃銀臨時措置令の存続が困難にな

付表24 小売物価指数と生計費指数の動向

	日銀調	商工省調	内閣統計局調	内閣統計局調	内閣統計局調	朝日新聞	朝日新聞
	東京小売物価指数	全国小売物価指数	東京生計費指数 労働者	給料生活者	全国生計費指数 労働者	生計費指数 給料生活者	生計費指数 生計費指数
昭和12年平均	101.1	100.9	101.6	101.4	101.5	101.4	99.5
13 "	115.8	117.9	110.0	109.2	110.0	109.5	106.9
14 "	129.7	133.1	120.3	118.3	121.2	119.9	113.8
14年7月	127.9	131.5	119.8	118.1	120.8	119.7	113.3
8 "	129.2	133.3	121.2	119.3	122.5	121.2	114.1
9 "	134.7	136.8	122.8	120.6	124.3	122.7	115.8
10 "	136.2	137.8	123.4	121.1	125.3	123.3	116.6
11 "	136.7	139.5	127.3	124.6	128.9	126.8	120.3
12 "	139.4	141.8	128.9	126.0	130.7	128.5	120.4
(15年平均)	(150.7)	(175.1)	(142.8)	(139.2)	(143.4)	(140.8)	(127.6)
15年1月	143.5	146.5	132.5	129.5	133.3	131.2	121.7
2 "	145.4	149.4	138.0	134.5	136.8	134.6	123.2
3 "	147.6	152.0	140.3	136.5	139.1	136.8	124.7
4 "	150.4	157.8	143.2	139.4	143.4	140.5	127.3
5 "	152.4	159.1	142.4	138.6	144.3	141.2	127.8
6 "	152.4	158.4	145.0	141.3	145.5	142.8	128.0
7 "	154.6	163.3	149.7	146.0	149.6	147.1	131.0
8 "	153.7	165.9	149.1	145.5	150.0	147.5	131.9
9 "	153.4	161.0	145.6	141.9	147.2	144.4	129.5
10 "	152.0	157.8	142.5	139.0	143.9	140.9	128.6
11 "	151.2	157.4	142.2	138.8	143.9	141.1	128.6
12 "	151.5	157.1	143.2	139.7	144.4	141.6	128.7

備考 1) 日銀調東京小売物価指数(毎月15日現在)、商工省調全国小売物価指数(毎月16日現在)は、昭和12年7月基準で換算。
2) 内閣統計局全国生計費指数(毎月16日現在)は、昭和12年7月基準。朝日新聞社調全国生計費指数(毎月15日現在)は、昭和12年7月基準に換算。

四〇年一月一九日勅令第六八〇号⁽¹⁶⁾によって統制したが、さらに、一九四一年の価格等統制令中改正(一九四一年九月三日勅令第八四一号)は、それまでの価格等統制令が物価のみを統制対象としていたのたいし、あらたに労務

ったことと、九・一八ストップの時点での高低錯雑たる賃銀の不均衡是正のために要請されたものであった。この改正賃銀統制令による統制強化は、実質的には一九四〇年八月一日からの、経験、未経験工場鉱山労働者の広範な労働者の最低賃銀、最高初給賃銀の公定と、一〇月一日からの賃銀総額制限およびそれに代る方式の実施によって開始され、若干の例外を除いて賃銀臨時措置令はその使命をおえた。⁽²⁵⁾
なお、賃銀統制は、職員層についても会社経理統制令(一九

付表25 鉱工業生産指数の動向

	東洋経済新報社 (昭6~8年=100)		国民経済研究協会 (昭15年=100)		経済企画庁 (昭14~16年=100)	
	鉱工業	工業	鉱工業	製造業	鉱工業	製造業
昭和12	186.4	195.9	129.7	130.7	126.3	126.8
13	182.1	187.3	142.4	143.7	139.1	140.5
14	163.3	160.6	147.8	149.2	144.3	144.9
15	159.6	152.7	148.8	149.3	146.5	146.2
16	147.2	138.9	149.6	150.0	140.4	140.0
17	126.8	113.1	144.5	144.8	137.0	136.7
18	121.5	106.5	160.1	161.2	170.4	172.6
19	79.0	59.1	178.8	182.1	177.2	181.5
20	25.9	15.5	60.2	59.1	39.8	38.1

- 備考 1) 東洋経済新報社生産指数は、付加価値額、平和産業中心（機械工業も含まず）の加重算術平均。
 2) 国民経済研究協会生産指数は、付加価値額ウエイトの加重算術平均、ただし鉱業は生産額をもって付加価値額にかえる。
 3) 経済企画庁生産指数は、付加価値額ウエイトの加重算術平均。
 4) 日本統計研究所編『日本経済統計集——明治・大正・昭和——』日本評論社、1958年より作成。

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

供給の請負料（派出婦派出所を含む）、大工、左官、屋根職、畳職、建具職、鋳力職、塗装職、植木職、鳶職、井戸職、石工、鋳工および挽職の年間賃をも統制の対象とするようになり、八月一日現在をもって一斉停止された。⁽²⁷⁾このようにして、賃銀の騰勢は、一九四一年になってやや鈍化したが、軍需生産部門への労働力の急速な集中に起因する労働市場の緊迫化（＝戦時下労働力「不足」）は、

他方で統制賃銀にたいする闇賃銀を出現させた。さらに、国家総動員法の全面展開による労務統制の体系的実施にかかわらず、労務能率は著しく低下したが、この低下は出勤率の低さや高い移動率にもとづくもので、このような内容における熟練工不足が、当時の生産力発展段階に照応した労働組織の弱体化を生み、結局は生産費の高騰をもたらした。「低物価政策」の基盤を崩壊させかねなくなった。「低物価政策」の基盤を維持するためには、弱体化した労働組織を再建し、そこでの熟練工の能率増進を刺激する必要がある。この熟練工の能率増進を軸にして、停滞ないし減退を始めた鉱工業生産の回復をはかるために（付表25）、賃銀統制の改革が要請されるようになった。

すなわち、一九四三年になると、戦局は急速に悪化し、

付表26 日銀券発行状況

(単位1000円)

	発行高	内準備高	(%)	保証	(%)	保証準備発行 限度の拡張
昭和4年12月末	1,641,851	1,072,273	(65.3)	569,578	(34.6)	1億2千万円
5 "	1,436,295	825,998	(57.5)	610,297	(42.4)	
6 "	1,330,575	469,549	(35.2)	861,025	(64.7)	
7 "	1,426,158	425,068	(29.8)	1,001,090	(70.1)	10億円
8 "	1,544,797	425,069	(27.5)	1,119,728	(72.4)	
9 "	1,627,349	466,338	(28.6)	1,161,010	(71.3)	
10 "	1,766,555	504,065	(28.5)	1,262,490	(71.4)	
11 "	1,865,703	548,343	(29.3)	1,317,360	(70.6)	
12 "	2,305,070	801,002	(34.7)	1,504,068	(65.2)	
13 "	2,754,923	501,287	(18.2)	2,253,636	(81.8)	17億円
14 "	3,679,030	501,287	(13.6)	3,177,743	(86.4)	22億円
15 "	4,777,429	501,287	(10.4)	4,276,142	(89.5)	
16 "	5,978,816	501,287				47億円
17 "	7,148,685					60億円
18 "	10,266,161					
19 "	17,745,992					

備考 1) 流通高は発行高から銀行券準備充当高を差引いた残高。

2) 準備高は地金金分で昭和16年は3月末、なお、17年からは勘定項目の改訂により、「現金地金及海外勘定」となり、地金金分の数字は不明となる。すなわち、正貨準備、保証準備の区別の撤廃にはならない。

3) 日本銀行調査局「日本銀行調査月報」により作成。

物価対策は戦略基礎物資の増産を優先せざるをえなくなり、一九四八年四月には、緊急物価対策要綱が閣議で決定された。そして、この要綱にもとづき、一九四〇年から硫酸、石炭について実施されてきた補助金制度を、価格調整補助金制度に改変し、適用範囲を拡大するとともに、価格報奨制度(特別価格報奨、一般価格報奨の二種)を新設して生産意欲を刺激しようとした。さらに、一九四四年一月の原単位切下報奨制度は、価格報奨制度が経費節減を意図したものであったのに対し、資材節減と使用効率の向上を意図したもので、戦時生産統制の強化の内容を示すものであった。しかし、補助金や補給金のこのような散布は、結局は日銀券の増発をまねき、「低物価政策」と一層大きく矛盾するものとなる(付表26)。

「低物価政策」は、日本資本主義の構造的脆弱性の露呈にともなう資本循環上の危機にたいし、

この循環構造に対応した価格基準をもって、相對價格体系の再編成のための円ブロック確立・強化をはかることを意図していた。それゆえ、植民地、占領地諸地域の價格体系と国内價格体系との連関をつけるために、植民地、占領地での通貨工作およびそれら諸地域との貿易の統制、價格調整を実施することによって、生産第一主義の相對價格体系を編成するための價格基準設定の基礎条件をつくりだそうとした。なぜなら、價格基準は生産機構に照応したものでなければならず、新しい價格基準の創出のためには、生産機構の再編成を必要とするからである。しかし、生産第一主義の價格政策は、「低物価政策」のための物価統制を破産させざるをえない。すなわち、前渡金と強制貸付制度による、いわば闇價格での軍需品調達は、賃銀統制令の改正による生産増強・能率向上のための賃銀（支払）制度の採用を契機に、利潤と賃銀の調整がいまやこれまでの統制價格機構では調整不能になったことを暴露したものにほかならなかった。このようにして、生産第一主義の展開にもとづく統制價格機構の破産過程は、そのもとで必然化する労資關係の緊張を緩和するためにも、賃銀統制における一定の配慮を必要とするようになった。

一九四二年二月の重要事業場労務管理令で、その適用をうける事業場では、賃銀統制令の適用が除外され、賃銀規則、昇給内規などの厚生大臣認可によって賃銀が規制されていたが、さらに、一九四三年一月、「生産増強勤勞緊急対策要綱」が閣議決定され、戦時適正賃銀制度の確立がはかれるようになった。これにより、三月には「賃銀対策要綱」が閣議決定された。この「賃銀対策要綱」は、賃銀総額制限方式の基準たる平均時間割賃銀について原則として現行水準を維持しつつ、重要産業での生産増強・能率向上のための措置として総額制限の超過を認め、皇國勤勞觀をもとにした賃銀形態の「合理化」を主張した。さらに、日雇労働者の組織化による賃銀

統制の実施をもって、賃銀統制の制度的弥縫も試みるようになった。

このようにして、賃銀対策要綱の決定にもとづく賃銀統制令改正(一九四三年六月一八日勅令第五一四号)がおこなわれ、従来の総額制度方式とは別に、賃銀規則および昇給内規の認可による統制方式を広範に採用し、生産能力の向上があつたばあいには認可をうけた賃銀規則で賃銀の支払が出きるようにした。そのほか、石炭、金属、造船業など主要産業では、生産増強・能力向上のための特別の賃銀対策が実施された⁽³⁰⁾。

なお、日傭賃銀の統制については、工場鉱山労働者の賃銀統制と均衡をはかるために、厚生次官から地方長官宛の通牒「土木建築業、運輸取扱業、農業及林業労働者ノ最低賃銀及最高賃銀ノ決定ノ件」(一九四二年二月三日発第九号)が出され、また同日同件名の厚生省労働局長より地方長官宛通牒が発せられ、同年二月二八日の厚生省告示第八六号で最高賃銀を定むべき労働者として、従来の日雇労働者のほか土木建築、運輸取扱業、農林業従事の労働者の指定がなされた。それと同時に、価格等統制令によるこれら労働者の請負料指定が地方長官によってなされるべき旨の告示(一九四二年二月二八日厚生省告示第八七号)が出された。こうして一九四二年四月以降各地方長官による日傭賃銀の公定が行なわれたが、実際には、その統制はきわめて困難で、闇賃銀が横行した⁽³¹⁾。かくて、一九四三年には、「労働者賃銀取締ニ関スル件」の閣議決定をみ、厚生省は闇賃銀の取締を励行することになった。一九四四年になると、相つぐ労働動員の強化で日雇労働市場は緊迫し、そのために賃銀は高騰して公定賃銀は実質的には形骸化す傾向がみられた。そこで、一九四四年一〇月の閣議決定「日傭労働者ノ賃銀規正ニ関スル件」によって、改正賃銀統制令の第二二条による賃銀協定を指導勧奨することをおして、日傭賃銀の事実上の引き下げをはかるとともに、賃銀統制全般の体系的補強をはかうとしたのである。

(1) 「明治的米穀市場」とは、半封建的な農業構造、米商品生産の未発達においては社会的分業Ⅱ市場の発展段階に照応した産地間屋を中心とする地主・仲買の性格をもった「前期的構造」、「前期的商業組織」による農民からの米の搾出機構として性格づけられる(持田恵三『米穀市場の展開過程』東大出版会、一九七〇年、三〇五―一六頁)。

(2) 明治三〇年代後半から、米価が物価および貨銀を上回って騰貴する時期が多くなったが、明治四四年―大正二年、大正七年―九年、大正一二年―昭和四年(物価にたいしてのみ)においてそうであった(前掲、持田恵三『米穀市場の展開過程』三〇六―七頁)。

(3) 米騒動には二つの類型があり、第一の類型は街頭における群集行動で、米屋、米取引所その他の商店、資産家、市町村当局、警察機関を闘争相手としたもの、第二の類型は、工場、鉱山、交通機関その他の労働者らの資本家にたいする労働争議および小作人の地主にたいする争議で、第一の類型の群集行動に触発されたものであるという(井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第一巻、有斐閣、一九五九年、一〇五頁)。また、とくに、この第二の類型をふくむ米騒動をみれば、その階級闘争としての性格は明白である。

(4) 金融資本の形成は、日本資本主義の階級構造に急速な変化をもたらしたが、その変化のもとで農村における米穀市場の拡大をふくむ米穀市場の飛躍的な拡大が起った。こうして拡大した米穀市場は、植民地からの米の搾出機構を組みこむことで対応維持された。それは同時に、植民地農業と本国農業との矛盾を内包することになり、この矛盾は農業恐慌のもとで急速に露呈することになった。しかも、林炳潤氏によると、この矛盾は「モノカルチュアの商業的農業」として強制された植民地農業によっていっそう根深いものとなった。それは、矛盾露呈過程においてなお、米の本国への移出量がかえって増加し、朝鮮総督府は産米増殖計画の中止のみならず、移出米の季節的調節の名目で移出をきびしく制限しなければならなかった(林炳潤『植民地における商業的農業の展開』東大出版会、一九七一年、三二九―三三〇頁)。

(5) 谿正夫『米価問題』弘文堂、一九五六年、二四四―五頁。

(6) 東京市京橋区月島における四〇世帯の労働者家計の实地調査(大正八年)によれば、飲食物費の純支出総額中にしめる割合は五〇・〇七%、収入四段階のおおの階層の飲食物費は、五〇円以下層で四六・五二%、五〇―七〇円層で四六・八三%、七〇―九〇円層で五四・七〇%、九〇円以上層では五一・四九%であった(内務省衛生局『東京市京橋区月島に於ける实地調査報告』第一輯、生活古典叢書6『月島調査』光生館、一九七〇年所収、一二九―一三二頁)。なお、飲食物費中の米穀類支出の割合は、一世帯一月平均総支出額五〇円未満層で四八・八%、五〇―七〇円層で五三・〇%、七〇―九〇円層

で五五・三%、一〇〇円以上層では五三・九%であった(権田保之助「東京市に於ける労働者家計の「模範型」生活古典叢書7『家計調査と生活研究』光生館、一九七一年所収、一一二頁)。このばあい注意すべきは、米の品質による価格差が考慮されねばならないが、それにしても生計費中の米穀費支出の割合が相対的に高かったことは明らかである。

(7) セメント・カルテルから小野田セメントが脱退し、カルテルとアウトサイダーが対立し、鋼材不足による価格暴騰にたいし、需要者による日鉄にたいする価格引き下げ運動が起った。同様の問題は肥料業界にも現われたほか、製紙カルテルと新聞雑誌社の対立、ビールカルテルと大衆消費者、砂糖カルテルと大衆消費者および菓子同業組合の対立、石油カルテルと自動車業者の対立が起った(日本銀行調査局特別室「満州事変以後の財政金融史」日本銀行調査局編集「日本金融史資料」昭和編第二七卷戦時金融関係資料(一)、一九七〇年、八九頁)。

(8) 二・二六事件以後、陸軍は大規模な重要産業拡充計画の立案にとりかかり、一九三七年の五、六月頃には一応その策定を終った。陸軍省の決定案とされたのは、「重要産業五年計画要綱一(一九三七年五月二九日陸軍省決定)」、「重要産業五カ年計画要綱実施ニ関スル政策大綱(案)一(一九三七年六月一〇日陸軍試案)」、「軍需品製造工業五カ年計画要綱一(一九三七年六月二三日陸軍省決定)であり、当時の経済政策に強く影響したといわれている(通商産業省編「商工政策史」第一巻産業統制、一九六四年、一〇〇頁)。

(9) なお、一九四一年には、輸出品価格騰貴率が輸入品価格騰貴率を超えるにいたった。

(10) このことが生産費を高めたほか、実質賃銀の上昇による社会的購買力の増加制限をささえるための価格統制の一環として、賃銀統制の必要性が学術振興会によって主張された(日本学術振興会「価格統制ニ関スル応急対策」第三八小委員会報告、一九三九年八月)。

(11) 兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律(一九四一年三月三日法律第一四号)

によって正貨準備と保証準備の区別が撤廃され、一九二一年一月の金輸出禁止および兌換停止以来実質的に金本位を離脱していた発券制度が形式的にも管理通貨制度に移行した。さらに、一九四二年の日本銀行法施行とともに、臨時立法たることを改められるにおよんで、管理通貨制度は恒久制度となった。

(12) 物価委員会は、物価委員会令(一九三八年四月二二日勅令第二七六号)によって設置され、中央物価委員会と地方物価委

輸出入品価格騰貴率

	輸出品	輸入品
	%	%
昭和11	3.8	6.2
12	14.9	32.5
13	8.1	7.9
14	20.2	0.3
15	3.8	7.4
16	19.7	4.0

備考 1) 商工省調査局
前掲「日銀調査以
特別室「満州事変
後の財政金融史」
180頁より作成。

員会とが設けられた。

(13) 詳細については、衆議院調査部『物価問題に關する資料』衆議院公報附録、調査資料第三三輯、一九三九年九月、六一—二頁参照。

(14) なお、暴利取締依命通牒によると、「暴利なりや否やについては当該物品の在來の平均利潤及び通常の生産費若は仕入原価を考慮して判断すべく、平均利潤の低下の趨勢に在るものはその点をも充分考慮すること」とされていた。

(15) 旧令で、もっとも重視されていた米ははずされ、米穀統制法の適用をうけるものとされた。

(16) 表面合法的な最高公定価格破りの方法としては、以下のような種々の方法があったという。すなわち、

- (イ) 種々の口銭、手数料等の名目で最高価格以上に売りつける。
- (ロ) 統制のない限月で最高価格以上で売り、早渡しをする。
- (ハ) 高値品例えば綿糸でいえば二番手を契約し、實際は安値品例えば二〇番手を引渡す。
- (ニ) 三転売買（帳簿上の操作で鞘をかせいで売る）
- (ホ) 抱合売買
- (ヘ) 運賃買手持ち

(ト) 割戻し廃止（実質的建値引上）

などである（高橋亀吉『戦時物価統制論』千倉書房、一九四一年、三〇四—五頁）。

(17) 「物価統制ノ大綱」によれば、物価統制の目的が現在の為替相場を堅持しつつ輸出を増進し、生産の拡充と軍需の円滑な充足、国民生活の安定を図ることによって戦時経済の運営を完うすることにあるため、「国内物価の安定を急務とし、其の基準は国際物価水準に照応して輸出の増進を可能ならしむることを目標として物価基準の決定をなすことが主張されている。

(18) 前掲、日銀調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』一七七頁。

(19) たとえば、工業用揮発油一号の価格は、

一九四〇年四月 商工省告示第一二七号

一ガロン 一円二三銭（販売業者店先渡価格）

一九四二年一月 商工省告示第二五号

戦時賃銀統制に關する研究（その二）（三好）

一ガロン 一円七三銭

なお、① 五ガロン缶付販売 新缶七〇銭増、故缶六〇銭増

② 容器貸 ドラム缶賃借料 一本 一円二〇銭

五ガロン缶 一缶 二〇銭

③ 一ガロン未満の揮発油(工業用揮発油一四号燻付をのぞく)の小売分は一ガロン建の一割加算額で算出

一九四三年四月 商工省告示第三一三三号

一ガロン 一円七三銭

一九四三年七月 商工省告示第五六九号

石油専売法第七条第二項規定による収納賠償価格

一キロリットル中味賠償価格 二六七円六五銭

甲種石油売捌人への売渡価格 四二二円八〇銭

一九四四年六月 軍需省告示第三八〇(三八三)号

賠償価格 一キロリットル中味 二九五円〇〇銭

売渡価格 一キロリットル中味 四七七円〇〇銭

甲種石油売捌人への売渡価格

一〇キロリットル中味 五円〇八銭

乙種石油売捌人への売渡価格(内地)

一〇キロリットル中味 五円一八銭

(19) (物価庁第三部監修『石油公定価格の変遷』自昭和一五年至昭和二六年、による)。

(20) 物価対策審議会は物価対策審議会官制(一九四〇年四月一日勅令第二〇〇号)にもとづき設置され、会長は内閣総理大臣があたり、委員は二〇人以内で国務大臣、内閣書記官長、法制局長官、企画院総裁および学識経験者のなかから勅命によって定められた。

(21) 統制手続の煩雑さは、担当係員の増加をまねいた。某造船所の実例はつぎのとおりであった。

年度 生産高(日銀物価指数により修正) 工員数 全 体 職 員 数 内材料課員

昭和一二年 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
 昭和一六年 一三五 二二一 二八一 四二二

備考 昭和一六年九月現在実働職員中約二割乃至三割は統制手続を専掌す。

また、同造船所で昭和一五年七月から一六年六月に至る一年間に提出した資材関係書類の合計はつぎのとおりであった。

件 名	件 数	枚 数	所要時間見積
資材入手手続	四、九八九	六七二、九七七	三九八、八四一
調査報告	一〇九	三二、八七八	四二、二三二
合 計	五、〇九八	七〇五、八五五	四四一、〇七三

備考 一枚とは美濃半截和紙をいう。

(22) (日本経済聯盟調査課編)『物価政策に関する研究』生活社、一九四二年、九三―一四頁。

(23) 前掲、日本経済聯盟調査課編『物価政策に関する研究』七四―七五頁。

(24) 前掲、日本経済聯盟調査課編『物価政策に関する研究』七六―七頁。

(25) 増田富夫『戦時労働政策の諸問題』聖紀書房、一九四三年、一七六―七頁。

(26) 会社経理統制令は、資金の活用、経費支出、資産償却の適正化、役員、社員給与の適正支給、自己資金の蓄積などについての経理統制を旨とし、これによって、利益配当、積立金、経費および資金とともに役員や社員の給与の制限をおこなった。とくに給与については、初任基本給の制限、昇給制度、特別手当、退職金の制度、賞与の制限を行なった。さらに、第二九条の規定を適用して、工場事業場の福利厚生費への支出も制限した。

(27) この価格等統制令の改正によって、賃銀統制令第二八条(供給労働者の賃銀統制に関する規定)は不用になったので削除された。

(28) 戦争による軍需生産増強は、労働力「不足」のもとで急速に労働時間延長へとかりたてた。こうして長期にわたる労働強化が労働者の疲労、罹病、災害などを増加させ、その欠勤率を累増させた。一九三九年の工場就業時間制限令も、実際には

こうした労働強化を防ぎうるものではなかった（前掲、日本銀行調査局特別室「満州事変以後の財政金融史」一八九頁）。

なお、出勤率、移動率についてみると、日鉄八幡での出勤率は一九四〇年で七九・五四％、一九四一年七八・七六％であり、日鉄の労働者移動率は一九四〇年二・九七％、一九四一年二・八〇％、一九四二年には四・八〇％に上昇した（高谷茂木「戦争下の労働者——日鉄トラス（とくに八幡製鉄所）における労働史料——」中村常次郎・大塚久雄・鍋島達・藻利重隆編柳川昇先生還暦記念論文集『現代経営学の研究』日本生産性本部、一九六八年所収、参照）。

(29) 価格形成委員会は、一九四二年二月「大東亜共栄圏建設ニ関聯シ価格形成上採ルヘキ方策」につき答申した。これは、円ブロックの確立にあたって、円貨による価値基準の形成のための過渡的な措置、機構について答申したものであった。

(30) 「金属鉱夫ニ対スル臨時手当ノ支給ニ関スル件」通牒（一九四二年六月一六日労発第九一三ノ一号）、「石炭山労働者ノ賃銀ニ関スル件」通牒（一九四二年一〇月一三日労発第一五二二号）そのほか、戦時造船関係労働者の賃銀対策、鉄鋼アルミ生産確保に関する賃銀対策がとられた。これらの通牒の内容については後述する。

(31) 愛知県豊川海軍工廠の建築工事の請負作業で二〇〇〇名の労働者が使用されたが、最高賃銀についてつぎのような違反が行なわれた。

大工公定 四円ノ処 七円乃至一〇円支払

左官公定 四円ノ処 六円五〇銭乃至八円支払

薦職公定 三円五〇銭ノ処 六円五〇銭乃至一五円支払

このような闇賃銀はかなり広範に行なわれ、闇賃銀の支払は残業をしないのに残業手当を支払うなどの手法をもつて行なわれた（労働省『労働行政史』第一巻、一九六一年、一〇六一—二頁）。

2 「勤労管理」と賃銀統制

(1) 戦時労働体制と賃銀統制の展開

準戦時体制下の軍需生産への生産集積過程は、労働力の軍需産業への集中を結果した。そして、このような労働力の移動過程は、それまでの市町村営主義の職業紹介機構の限界を一挙に露呈させるとともに、国家によって

一元化された労務配置機構を要請せずにはおかなかった。

一九二一年の職業紹介法施行以来、職業紹介事業は、六分の一の国家補助によって市町村立職業紹介所の設立を奨励しつつ、在来の営利職業紹介を公益職業紹介事業に移管経営させるべく努力されてきた。⁽¹⁾このような職業紹介機構は、当時、財閥・独占資本の基幹労働力の調達が独自の調達機構をもち、公益職業紹介事業への依存が稀薄であったことも結びついていた。したがって、公益職業紹介事業の主要な内容は、失業救済のための個人の就業斡旋にあった。しかし、これらの職業紹介機構の機能がおよぶのは市町村の地域に局限されており、軍需産業への労働力集中機構としての限界は明白であった。こうして、職業紹介制度の根本的改革が緊急の要務となった。そしてその改革は、職業紹介事業の国営化とそのため⁽²⁾の機構整備とであった。

一九三七年、戦争開始とともに、内務、陸軍、海軍の三者協議の上軍需要員充足に関する取扱要領が定められたが、九月の第七二臨時議会において、軍需工業動員法ノ一部ヲ支那事变ニ適用スル件（一九三七年九月一〇日法律第八八号）が公布され、さらに、三省の協議によって軍需労務要員充足ニ関スル取扱要領の改訂・強化がはかられた。これによって、中央ならびに地方の労務動員機構が整備され、⁽³⁾短期間に迅速適確な軍需労務要員を充足し、全国的統制の成果をあげるために、軍需労務の地域的調整をはかるべく募集地域を設定しその地域に限り募集する方針をとった。要員充足の方法も、陸海軍作業庁と民間軍需工場における募集方法もそれぞれ内務省社会局の主任官ないし地方庁係官が職業紹介所、市区町村長、その他地方各種団体の援助をうけて、要員の申込をうけ、割当をなし、また関係道府県と連絡してその充足をはかった。⁽⁴⁾

しかし、これらの措置は臨時・応急の措置であって、労務統制の本格的展開のための機構的基礎は、一九三八

年の職業紹介法改正をまつて固められた。⁽⁵⁾ この改正職業紹介法によって、職業紹介所の国営化が実現するとともに、その活動対象も失業者のみから国民全般に拡大され、国家による労務資源の適正配置の機構に変質することになった。⁽⁶⁾

さらに、それは、国家総動員法の全面展開による労務統制の体系化に照応して、一九四一年二月には厚生省職業局の機構改革にともない国民職業指導所と名称を変更され、職業紹介のほか国民登録、従業者の移動防止、青少年の雇用制限、中小商工業者の職業転換指導を担当することになり、ここに労務調整の先端機関に変質し終った。また、この改正職業紹介法によって、小学校(一九四一年より国民学校となる)卒業者について職業紹介所が教育機関と提携協力して卒業児童にたいする職業指導ならびに職業紹介のための積極的活動が開始されるようになった。⁽⁷⁾

登録制の実施、労務手帳制度の採用など労務統制機構の整備とともに、時局産業への労務動員を実施するために、従業者の移動防止と雇用制限とがおこなわれ、これらの措置とあわせて、労務動員の完全を期して賃銀統制が実施された。当初の賃銀統制の重要な内容はこの点にあった。したがって、そのような賃銀統制は、何よりもまず初給賃銀の統制として現われた。

一九三九年の賃銀統制令は、その適用範囲事業を機械製造業、器具製造業、船舶車輛製造業、金属品製造業および金属精錬業とし、適用をうける賃銀の範囲は、常時または定時にうける給与その他の利益とし、三月をこえる期間ごとに支給される賞与または手当、通勤手当、賃銀額の決定に影響のない住居にかんする利益ないし住宅料は除外されていた。そのほか、常時五〇人以上の労働者使用工場では、賃銀規則の作成・届出が義務づけられ

ていた。⁽⁸⁾

また、この第一次の賃銀統制は、未経験労働者の初給賃銀の統制を中心とした。未経験労働者の初給賃銀決定の基準は、中央賃銀委員会の答申では、初給賃銀を地方別、性別、年令別（さしあたっては二才以上二〇才未満の男子について）に定め、職種、事業種別（ただし鉱山は別）、規模別、定額給と請負給の区別（鉱山はのぞく）については考慮していなかった。⁽¹⁰⁾そして、その賃銀水準については、当時の実情よりも一〜二割低くおさえるものとし、同年八月にはこの水準で公定された。

つづいて公布された賃銀臨時措置令によって、賃銀統制は一層強化されることとなった。すなわち、「措置令により賃銀統制令の適用を受けざる一般産業の初給賃銀は九・一八当時のものがその儘認められたもので、両者の間に不均衡を来し、未経験工が重工業以外に流出する傾向を生じ、労務需給の調整上尠からぬ支障を来すことゝなつた」⁽¹¹⁾。そこで、中央賃銀委員会の答申にもとづき、賃銀統制令第二条一号（適用事業指定）の事業を全工業に拡大することになった。⁽¹²⁾それとともに、価格等統制令による物価ストップに対応して、工場未経験者初給賃銀および鉱山未経験労働者初給賃銀決定の改訂基準に関する訓令（厚生省訓令第三一四、三一五号）と労働局長通牒（厚生省発券第四三、四四号）とが出され、九月一八日水準を基準に新賃銀が公定された。さらに、一九四〇年の九月には、あらたに女子未経験労働者初給賃銀も公定されることになった。

賃銀統制は、物価統制の強化のための措置の一環として施行された賃銀臨時措置令によって補完強化されたが、それはあくまでも臨時応急的措置であつたために、やがて制度構造的に整理されるべきものであつた。こうして一九四〇年に改訂された賃銀統制令は、同年一〇月一九日の同施行細則（厚生省令第四六号）の公布によって

一〇月二〇日から実施されることになったが、改正賃銀統制令による実質的統制の開始は一九四一年になってからであった。その間、満一才以上満二〇才未満未経験労働者初給賃銀は改正令による決定とみなしてこれを継承し、その他の賃銀については賃銀臨時措置令により一斉停止（ただし特別の事情のあるものに限り例外的引きあげ承認されたものとした。そして、改正賃銀統制令による統制は、中央賃銀委員会答申を経てただちに厚生大臣より各地方長官と鉱山監督局長宛に工場鉱山労働者の最高初給賃銀および最低賃銀決定に関する訓令を発し、同時にその実施に必要な厚生省告示が出された。すなわち、最低賃銀に含まれざる手当指定——家族手当（一九四一年七月二六日厚生省告示三〇九号）、同種の労働の範囲（同三一〇号）、最高初給賃銀の適用に関する経験年数の算定方法（同三一一号）、最高初給賃銀の適用に関する業種の区分（同三一二号）、最高初給賃銀に含まざる手当指定——家族手当、季節手当、臨時作業手当（同三二三号）などが出され、大臣訓令に示された基準額にもとづいてそれぞれの地方で公定されて八月一日から実施された。¹³⁾なお、ここでは未経験労働者の最高初給賃銀と最低賃銀とは従来のもので継承されることで公定から削除されており、支払総額制限の基準となる平均時間割賃銀は、一九四一年九月一日の厚生省告示四〇四号によって示され、同年一〇月一日から実施された。

改正賃銀統制令の特徴は、標準賃銀の制定、最低賃銀の設定、賃銀総額制限の三点にあった。これらの特徴について、当時、「標準賃金は之を以て賃銀統制の基準として重要な役割を果さしめんとするもので、之が制定は兎角の論議はあるにせよ適正賃銀体制化への一段階として極めて重大なる意義を負ふものである。最低賃銀の設定は労働者に生活の安定感を与えるものとして出現し、我国賃銀制度上特記すべきものである。総額制限の方式は、多分に措置令当時の価格政策的観念を残すものであるが、個々人に対する賃銀の規制が労働能率に及ぼす

影響を避けつつ、同時に賃銀の昂騰を抑止せんとするもの」であったといわれた。⁽¹⁴⁾

賃銀統制が、労働者の個々人の賃銀額を制限しようとする以上、その標準賃銀の決定は詳細ならざるをえない筈であった。しかしながら、当時の労働様式において、その労働過程の展開段階に規定された熟練労働は企業的人格を強くもち、したがってその社会的基盤の一定の弱さをもっていた。また、このような熟練労働を軸にした労働体系では、それが労働の社会的な還元基準をもたないままに、職種別の標準賃銀の公定によってその公定賃銀への平準化がおこり、しかも最高賃銀に個々の賃銀を引き寄せることになった。さらに、標準賃銀、すなわち平均時間割賃銀の算定にあたっては、その基礎資料たる賃銀の実状調査などから算定されたとしても、製品と作業内容、労働者構成、熟練と労働強度、賃銀支払形態、貨幣賃銀と福利厚生費との関係など、きわめて多様な工場事業場の現実の賃銀から標準賃銀を算定することにも問題があった。⁽¹⁵⁾

それは別として、改正賃銀統制令の重要な特徴たる賃銀総額制限は、(1)平均時間割賃銀による制限方式、(2)単位生産量に対する賃銀額による制限方式、(3)請負単位または請負算定法による制限方式、(4)初給賃銀および昇給規定による制限方式の四方式が規定されていた。

いま、平均時間割賃銀による制限方式について若干たちいった検討を加えてみよう。

平均時間割賃銀による制限は毎月の支払賃銀についてこれを適用するのではなく、賃銀総額計算期間について行なわれる。この賃銀総額計算期間は三ヶ月とされている。また、平均時間割賃銀は、工場と鉱山を別とし、工場については性別、年齢(二〇才未満、二〇才以上三〇才未満、三〇才以上の三階層区分)、地域別(全国を三階級の地区に区分)に分けるとともに九五の業種ごとの賃銀を公定した。鉱山については、鉱山監督局の管轄区域ごとに

四つの業種別に、性別、年令別に公定された。この平均時間割賃銀は、労働者一人一時間当りの平均的な賃銀を定めたもので、これを基準に賃銀水準の昂騰を抑制するため、平均的時間割賃銀の定めがある労働者を常時三〇人以上雇傭する雇傭主は、その労働者にたいし賃銀総額計算期間に支払う賃銀の総額がその平均時間割賃銀に総就業時間(休憩時間をふくむ)を乗じて得た額の合計額を超過するときは、あらかじめ地方長官または鉱山監督局長の認可をうけなければならないとされた。そのばあい、賃銀の個人制限を意図した最低賃銀、最高初給賃銀、最高賃銀の制限は、総額制限とは独立に相並んで適用され、もし、これら個人制限方式に抵触するばあいには、同じく特別の許可を必要とした。

なお、平均時間割賃銀による制限から除外される諸給付については、(1)応召手当、応徴手当、鉱山で稼働率および能率増進のために支給する手当など厚生大臣が指定する手当が除外され、(2)白米、精麦、食事、住居などの現物給与は厚生大臣が定めた評価額(白米、精麦は公定小売価格の八割、食事は三食につき男二五銭、女二〇銭、一食につき男一〇銭、女八銭、住居は一畳につき月三〇銭、日に一銭とする)で換算して賃銀額に算入するものとし、それ以外の実物給与は制限外とした。さらに、(3)賞与は平均時間割賃銀の制限からは除外されたが、それは別に制限を受けていたからで、(4)臨時の給与についても賃銀統制令で別個に制限されていたので除外されていた。

そこで、制限額をこえる賃銀支払は認可を必要としたが、そのばあいの認可は一時間平均賃銀によって行なわれた。この一時間平均賃銀の認可は、(1)労働力構成が職種や年令経験年数からみて高賃銀の支給をうける労働者が多い構成となっているばあい、(2)作業の性質や環境から特に高い賃銀の支払を必要とするばあい、(3)作業能率が特に優秀なばあい、(4)天災事変にさいして特に高い賃銀の支払を必要とするばあいなどになされることになっ

ていた。その認可にあたっては、最近の賃銀総額計算期間の支払実績を尊重し、実績に変化がないばあいはもとより、変化があるばあいにも、最も高い実績（賃銀台帳の総括票に記入した一時間平均賃銀の総平均が最高を示している）

付表27 金属工業及機器具工業 1時間当男子平均賃銀額

21							42.4	43.0	43.6	44.1	44.5	44.8	45.1	45.4	45.6
20							41.5	42.2	42.8	43.4	43.9	44.3	44.6	44.9	45.2
19							40.5	41.3	41.9	42.6	43.2	43.7	44.1	44.4	44.7
18							39.6	40.3	41.0	41.7	42.4	43.0	43.5	43.9	44.2
17						38.4	39.3	40.1	40.8	41.5	42.2	42.8	43.3	43.6	44.0
16	※						37.2	38.2	39.1	39.8	40.5	41.3	42.0	42.5	43.0
15							36.0	36.9	37.9	38.8	39.6	40.3	41.1	41.7	42.2
14							34.8	35.7	36.6	37.6	38.5	39.3	40.1	40.8	41.4
13	験						33.5	34.5	35.4	36.3	37.3	38.2	39.0	39.8	40.5
12							33.2	33.2	34.1	35.1	36.0	37.0	37.9	38.7	39.5
11							30.7	31.8	32.7	33.8	34.8	35.7	36.7	37.6	38.4
10	年						29.2	30.2	31.3	32.3	33.4	34.5	35.4	36.4	37.3
9							27.6	28.7	29.8	30.9	31.9	33.0	34.1	35.1	36.0
8							26.0	27.0	28.0	29.2	30.4	31.4	32.6	33.6	34.7
7							24.3	25.2	26.2	27.3	28.5	29.7	30.8	32.0	33.1
6	数						22.4	23.3	24.3	25.3	26.4	27.7	29.0	30.1	31.3
5							20.2	21.3	22.3	23.2	24.4	25.7	26.9	28.2	29.3
4							17.8	19.0	20.2	21.2	22.3	23.6	24.8	25.9	27.2
3							15.2	16.4	17.7	18.8	20.0	21.2	22.5	23.7	24.8
2							12.4	13.5	14.8	16.1	17.4	18.6	19.9	20.9	22.1
1							8.6	10.1	11.6	13.0	14.3	15.5	16.7	17.8	18.9
12															
13						現									
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23						在									
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

備考 1) 第1級地の賃銀で単位は銭。
 2) 厚生省労働局「工場労働者業種、職種、年令及経験年数別平均賃銀調」(1941年3月)。

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

るところの賃銀総額計算期間における一時間平均賃金までは認め、ともに必要によっては5%以内の許容額を付して認可することとなっていた。また、職種、年令、経験年数などにより認可を必要とするばあいには、厚生省労働局が作成した「業種、職種、年令及経験年数別平均賃銀調」を基準にして認可が決定された。そのほか、作業交替制の変更、動力・資材制限などによって就業時間を短縮せざるをえなくなったときには、縦来の実収賃銀を保障するために必要な限度において認可し、生産能率の向上については一時間当り生産量の増加率を限度として認可するものとしていた。このように、認可についての具体的な基準と限度が、それぞれの認可条件について定められていた。⁽¹⁶⁾

つぎに、賃銀総額制限の基準となる最低賃銀、初給最高賃銀、最高賃銀や平均時間割賃銀について若干の検討を加えることにする。

一時間平均賃銀の認可にあたって重要な参考基準とされたのは、厚生省労働局の「工場労働者業種、職種、年令及経験年数別平均賃銀調」（一九四一年三月）であった。もちろん、この賃銀資料そのものの適否が問題であるが、それを問わないこととしてみても、公定された諸賃銀は多くの問題をふくんでいる。いま、一級地（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、ただし金属工業及機械器具工業については長崎を含む）の金属工業及機械器具工業男子賃銀を例にとると、厚生省労働局の賃銀調では別表のとおりである（付表27）。当時の金属工業及機械器具工業の就業時間は、一〇時間ないし一二時間が圧倒的であって、一〇時間未満

付表28 工場労働者の最低賃銀及び未経験労働者（30才未満）の最高初給賃銀と同標準額

	20才以上	22才以上	25才以上
	22才未満	25才未満	30才未満
最高初給賃銀	175 銭	194 銭	213 銭
初給賃銀標準額	140	155	170
最低賃銀	105	116	128

備考 第1級地の男子公定賃銀

付表29 未経験労働者以外の男子労働者（30才未満）の最高初給賃銀

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
12才以上 14才未満	銭 95	銭 125	銭 —	銭 —	銭 —
14才以上 16才未満	123	142	178	—	—
16才以上 18才未満	149	168	196	224	—
18才以上 20才未満	173	193	218	238	—
20才以上 22才未満	192	213	240	257	—
22才以上 25才未満	208	231	262	280	308
25才以上 30才未満	230	257	288	311	339

備考 第1級地の金属工業及機械器具工業

は一割強しか存在しなかった。したがって、工場労働者最高初給賃銀の男子二〇才以上二二才未満の公定賃銀が一円七五銭であるから（付表28）、厚生省労働局調の賃銀率を基準にして、もし就業時間を一〇時間とみても二〇才で経験年数一年のばあい一円八九銭、二二才の経験年数一年のばあいで二円〇八銭となり、かなり低い公定賃銀相場であったといえよう。また、未経験労働者以外の男子労働者を例にとれば、就業時間を一〇時間としても、その最高初給賃銀もかなり低く公定されていたといえよう（付表29）。

工場平均時間割賃銀についても同様に低く公定されているが、とくに経験年数の高い労働者についてその実績との差は著しくなり、しかも賃率におけるこのような差額は日賃銀となることかなりの額に達する（付表30）。公定された標準賃銀が厚生省労働局調の賃銀実績に比較してもこのように低かったことから、賃銀総額制限は相当にきびしい制限であったといえる。

しかし、他方においては、賃銀総額制限方式は、その制限の範囲内ではあったが内部的な賃率の変更を一定の限度で認めていたことで、基幹労働力である熟練工の優遇措置をとることを可能にした。賃銀統制下のこの優遇措置は、賃銀（支払）形態と能率との問題を提起せずにはおかなかった。

付表30 工場平均時間割賃銀

	20才未満	30才未満	30才以上
金属精錬業及材料品製造業	18.1	31.6	42.7
鑄物業	18.1	31.6	42.7
メッキ業	16.5	30.1	39.2
その他の金属工業	17.5	33.1	42.5
原動機類製造業	17.4	31.5	43.4
電気機械器具類製造業	17.4	31.5	43.4
工作機械器具類製造業	17.4	31.5	43.4
採鋇選鋇及精錬機械器具製造業	17.4	31.5	43.4
化学工業用機械器具類製造業	17.4	31.5	43.4
紡織機械器具類製造業	17.4	31.5	43.4
その他の製品加工用機械器具類製造業	17.4	31.5	43.4

備考 第1級地の男子労働者公定賃銀

び林業関係屋外労働者の最低賃銀ならびに最高賃銀額が決定され、地方庁において、これらの基準に沿って地域の賃銀が公定された。

賃銀統制上のいま一つの重要な軸は、微用労働者の賃銀規制であった。

一九四二年の重要事業場労務管理令（一九四二年二月二五日勅令第一〇六号）は、その適用事業場における工場就

賃銀統制は、賃銀総額制限方式によって精緻化された体系となっていたが、日雇労働者については平均時間割賃銀の適用がなく、賃銀統制上賃銀台帳にその賃銀を記入する必要もなく、したがって総額制限の対象から除外されていた。⁽¹⁷⁾日雇労働者の賃銀は、賃銀臨時措置令によって、地方長官が事業主を指導して賃銀の協定を結ばせるか、協定のないばあいには地方長官が公定して事業主を従わせることで統制してきた。しかし、日雇賃銀の協定にあたっての全国的な統一基準が存在しなかったことから、地域的不均衡が生じただけでなく、工場、鉱山の常備労働者との間にも不均衡が生じた。こうして日雇労働者の賃銀統制の困難さと不整備のゆえに、賃銀統制の一般的な弱体化もたらされただけでなく、賃銀統制の不均衡に起因した労務調整上の若干の困難さがもたらされることになった。そこで、一九四二年になつて、中央賃銀委員会の議を経て、土木建築業、運輸取扱業、農業およ

業時間制限令、賃銀統制令、鉱業法および工場法施行令のうち就業規則の作成変更に関する規定の適用除外を規定していた。一九四三年六月現在で、重要事業場労務管理令の適用事業場数は三九〇工場（うち徴用工場は三四六工場）でその従業員数は約一四〇万人に達していたといふ。⁽¹⁸⁾

重要事業場労務管理令によれば、適用事業場の事業主は、従業員規則、賃銀規則、給料規則ならびに昇給内規を作成し、その作成変更については厚生大臣の認可をうけるものとされていた。さらに、厚生大臣が必要と認めるときには、事業主にたいし、従業員規則、賃銀規則などの規定にかかわらず、従業、解雇、退職、賃銀などについて命令することができるものとし、労働争議の予防または解決のために必要な措置をとることが出来るとした。

徴用工場など重要事業場における賃銀統制は、このように強権的監督下の労務統制の一環として実施された。徴用労働者については、こうして一応賃銀統制令その他労働条件を規制した法令の適用が除外されて別個の規制をうけていたが、なお、他の「労務との均衡」が考慮されて、賃銀、臨時の給与、手当などが賃銀統制令を基準にして定められていたのが実情である。賃銀や手当のほか、徴用労働者に独自に適用される制度としては、補給金制度があった。この補給金は、従前の収入を斟酌して付加された給与であつて、従前の給与を斟酌するにあつては、被徴用者の「不測の損害」あるいは「生活の激動」をさけ、徴用制度運用の円滑化をはかるために、過去の定取の一定程度の補償が構じられた。補給金額の決定にあつては、過去の収入の基礎調査が被徴用者を供出すべき所管地方庁において、徴用以前過去六ヶ月の平均収入について被徴用者の経験、未経験、技能、学歴程度、職種、従業場所によって賃銀統制令と同一規準で定められた賃銀、手当、補助金、実物給与などの予定給与額を過去の実取額から差引いた差額について、過去の労働条件、就業および雇用の状況、扶養家族の有無、年令

手取金額、家族送金などの事情を考慮して査定し、補給金支給基準にもとづいて補償日額として決定された。⁽¹⁹⁾

徴用労働者にたいするこのような補給金の支給は、「低物価政策」の一環としての賃銀統制が追求する「適正賃銀」の方針とは相反するものであって、この補給金制度の「実績主義」は、賃銀総額制限方式運用における同じく「実績主義」（実際の実勢よりは低かったが）とともに、賃銀統制そのものの内部矛盾の表現（＝賃銀統制の弛緩）にほかならなかった。

徴用労働者の賃銀については、さらに、当時の植民地から強制移入した労働者の賃銀・労働条件との関連を看過することはできない。内務省調査によれば、⁽²⁰⁾一九三九年以降の朝鮮人労働者移入実績数はほぼ年間五万人をこえ、一九四二年以降はさらに急速に増加している（付表31）。こうして日本在任朝鮮人数は急増し、一九四〇年末には二一九万人、一九四三年末には一八三万人に達した。そのうち、鉱・工業、土建業に雇用されるものは、一九四〇年末で約五〇万人、一九四三年末には約九〇万人で、その一部

分は土建、荷役などの従事者であったといふ。⁽²¹⁾

植民地労働力の日雇労働者としての配置、鉱業における重筋労働への配置、⁽²²⁾賃銀・労働条件における民族差別に起因する異常な劣悪さが、賃銀統制の基底を補強するものであった。したがって、日雇労働者の労務統制の破綻とともに、強制移入した植民地労働者の抵抗、強制労働下の主要な闘争形態の一つであった逃亡などによって、賃銀統制はその基盤を著しく弱体化せ、統制の弛緩を結果せざるをえなくなった。⁽²³⁾

付表31 昭和14年度以降労務者計画移入数

	計 画	実 績
昭和14	85,000人	38,700人
15	88,800	54,944
16	81,000	50,322
17	130,000	126,060
18	125,000	87,965
19	190,000	

備考 1) 昭和18年実績は11月末現在数
 2) 昭和19年計画は外に追加要求100,000人あり。
 3) 近藤銀一編『太平洋戦下の朝鮮及び台湾』朝鮮近代史料(1)版南堂、1961年、39頁より。

(2) 賃銀統制の破綻と「皇国勤労観」による補強

「低物価政策」の一環としての賃銀統制は、賃率の統制をおこない、しかも実勢よりも一〜二割低い賃率を公定したので、実収賃銀を維持するためには、労働者は就業時間の延長、労働密度の濃密化によって賃銀の増収をはかるほかはなかった。さらに、賃銀臨時措置令は、請負賃銀化による実収賃銀の維持や増収を奨励させた。そのため、九・一八賃銀ストップ令の発動以後、賃銀指数の上昇は停止するか緩慢となる筈のものがストップ令以前と同様に加速的な上昇を示しさえした。⁽²⁴⁾

付表32 小売物価・生産費の趨勢

	日銀東京小売物価指数	内閣統計局生計費指数	朝日新聞社調査生計費指数
昭和13	14.6	8.3	7.4
14	12.0	9.3	6.5
15	16.1	18.8	12.1
16	1.2	2.3	1.8
17	2.9	4.4	3.0
18	6.1	7.0	6.5
19	12.0	13.5	11.7

備考 1) 日銀東京小売物価指数は日銀物価台帳による。
 2) 内閣統計局生計費指数は「生計費指数」による。
 3) 朝日新聞社調査生計費は朝日新聞社「朝日年鑑」による。

だがしかし、就業時間の延長と労働密度の強化による実収賃銀の維持、増収には限度がある。しかも、軍需インフレの昂進による生計費支出の増加は(付表32)、そのような方法の限界をいっそう明白に露呈させずにはおかなかった。こうして、かつては奨励された請負賃銀制度が、「産業能率」増進の観点から資本によっても批判されるようになった。⁽²⁵⁾

こうして、一九四二年の重要事業場労務管理令の施行によって、「時局産業」での賃銀が賃銀統制令の規制から除外され、生産増強、能率増進に対応した方式での統制が加えられることになった。しかし、「時局産業」の労働者の賃銀が賃銀統制令から除外されたことは、賃銀統制そのものの全面的緩和を意味するものではなかった。このことは、日雇労働者などにたいする賃銀統制の実施とその強化過程が併行したことによ

つても明らかである。

一九四三年になると、「生産第一主義」に対応する賃銀制度への指向はいっそう強まった。すなわち、同年一月の閣議で「生産増強勤労緊急対策要綱」が決定され、勤労管理行政刷新強化の一環として「戦時適正賃銀制度」の確立が主張されるようになった。こうした趣旨は「賃銀対策要綱」として具体化され、それにもとづき、第一に賃銀統制令の改正(一九四三年六月一日勅令第五一四号)が行なわれ、従来の総額制限方式とは別に賃銀規則および昇給内規の認可による新しい統制方式が採用され、生産増強、能率向上に対応した統制方式の一般的採用が試みられた。

生産増強、能率向上のための賃銀対策は、第二に、増産にたいする賃銀特別措置をとらしめた。一九四二年の七、八月を戦時金属増産期間として金属鋳夫に臨時手当、臨時給与を支給したが、期間経過後も当分の間一人月額二円の範囲内で引続き支給することが決定された(労発第一四〇九号)。また、戦時造船の賃銀対策として、特殊作業に従事する労働者の最高初給賃銀除外と、その適用者と適用外労働者との均衡のための手当増額または増給について制限外としたほか、艦船竣工手当の臨時給与(賃銀統制令施行規則第二九条規定による)としての取扱い、出勤奨励手当の賃銀総額制限超過認可を決定した(労発第一六六三号)。そのほか、鉄鋼アルミニウム生産の確保のための賃銀対策として、最高初給賃銀除外、臨時手当支給などを決定、実施した(勤発第一九七号)。

第三に、賃銀制度の「合理化」措置が実施された。一九四二年一〇月の通牒(勤発第一五二二号)によって、石炭山労働者の賃銀制度についての改善の指示がなされた。

なお、一九四〇年十一月、賃銀制度について日本工場協会が各地方団体に諮問したときの回答によると、請負

制度よりも定額給を基礎とし、適度の奨励加給を加味した賃銀制度が望まれており、賃銀制度と能率との関連は、

付表33 給与体系の変遷

	総額	本給	奨励給	諸手当	
昭和11	100	64	30	6	
12	100	60	34	6	4月1日 臨時割増制創設
13	100	59	35	6	4月1日 臨時手当制創設 臨時割増制廃止
14	100	55	26	19	9月1日 臨時手当増額の改正
15	100	54	23	23	5月1日 特別臨時手当制創設 11月 臨時家族手当制創設 特別臨時手当制廃止
16	100	51	24	25	1月1日 精励手当制創設 12月 臨時手当本給線込み
17	100	62	24	14	4月11日 家族手当増額
18	100	52	24	24	5月 戦時能率手当制創設 9月 精励手当改正 生産奨励金制実施
19	100	51	24	25	6月 年令給制創設
20	100	51	24	25	

備考 日本製鉄株式会社『日本製鉄株式会社史』1959年、702頁より。

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

いかに「適正な奨励加給制度」を採用するかどうかという問題として把握されていた。⁽²⁶⁾

しかし、この奨励加給制度は、賃銀統制のもとではその大幅な採用は困難であって、そのうえ生産の停滞ないし減退が始るとともに、諸手当にその位置を譲って行かざるをえなかった。いま、日鉄の給与体系の変遷過程をみると、一九三九年が画期となって、本給、奨励給の後退と諸手当の拡張がみられるが(付表33)、これは生産増強、能率向上のための賃銀対策が諸手当とくに家族手当と増産手当中心に実施されたことを示している。

このような賃銀体系は、結局は、賃銀の生活給化を促進するものであって、生活給化された賃銀は賃銀の定額化をもたらしことになった。そこから、請負賃銀制度にかわる(工員)月給制の主張があらわれるようになった。⁽²⁷⁾

しかしながら、(工員)月給制については、当時批判的見解も強かった。たとえば、日本経済同盟会の意見は、「月給制

争議に関し犠牲者を おぼること その他	賃率		生計費 指数	実質賃銀	
	賃率率 A	実収賃銀 B		賃率率 A/C	実収賃銀 B/C
—	77	113.7	112	107.9	101.5
(89)	7,099	108.0	102	115.6	105.9
—	5,714	99.3	91	123.0	109.1
(40)	31	96.4	91	118.7	105.9
—	1,690	97.6	93	112.2	104.9
(2,770)	586	99.8	97	104.7	102.9
(88)	5	99.7	101	98.6	98.7
—	4,421	100.5	103	96.0	97.6
(44,635)	185	105.9	107	94.4	99.0
(81)	6	115.1	110	95.2	105.0
(13,321)	264	129.8	139	82.2	93.4
(68)	7	147.5	180	68.5	81.9
—	—	166.1	210	61.9	79.1
(81)	—	179.9	273	50.0	65.9
(124)	—	211.2	321	45.3	65.8
(95)	—	240.6	401	39.7	60.0
(20)	—	289.9	703	—	41.2
(13)	—	—	—	—	—
(10)	—	—	—	—	—
(19)	—	—	—	—	—
(10)	—	—	—	—	—
(85)	—	—	—	—	—
(72)	—	—	—	—	—

備考 1) 件数、参加人員は同盟罷業および工場閉鎖にかんするもの。 2) ()内は同盟罷業、工場閉鎖のほか念業もふくむ数字。

3) 昭和6年以降は各月の報告数(速報)の年間累計で年確定数ではない。なお、参加人員については数不明。

4) 厚生省労働局「労働年報」(昭和12年)、各年「労働運動年報」,「労働時報」(労働運動史料委員会「日本労働運動史料」第10巻、総編、中央公論事業出版、1959年所収)により作成。

付表35 民間工場労働者の名目及実質賃銀指数

	賃銀		生計費 指数	実質賃銀	
	賃率率 A	実収賃銀 B		賃率率 A/C	実収賃銀 B/C
昭和4	120.8	113.7	112	107.9	101.5
5	117.9	108.0	102	115.6	105.9
6	111.9	99.3	91	123.0	109.1
7	108.0	96.4	91	118.7	105.9
8	104.3	97.6	93	112.2	104.9
9	101.6	99.8	97	104.7	102.9
10	99.6	99.7	101	98.6	98.7
11	98.9	100.5	103	96.0	97.6
12	101.0	105.9	107	94.4	99.0
13	104.7	115.1	110	95.2	105.0
14	114.3	129.8	139	82.2	93.4
15	123.3	147.5	180	68.5	81.9
16	130.0	166.1	210	61.9	79.1
17	136.4	179.9	273	50.0	65.9
18	145.3	211.2	321	45.3	65.8
19	159.2	240.6	401	39.7	60.0
20	...	289.9	703	...	41.2

備考 1) 昭和9～11年平均を基準とする。

2) 山田準三「戦時中の労働者」(『現代日本資本主義大系』IV, 労働, 弘文堂, 1958年所収) 97頁より。

度ヲ適用シテ效果ヲ挙ゲ得ルハ勞務者個人別ノ勤務成績ヲ容易ニ知ル中小規模ノ企業ニシテ而モ公正誠実ナル管理者ガ之ヲ經營スル場合ニ限ラルモノ」として、一般的な採用には否定的であつた。⁽²⁸⁾ また、この(工員)月給制は、いわゆる職員のみならず、若干異なつた内容の月給制であつて、日常の勤務状況を点数で評価し、三ヶ月ごとに賞与に加算して行くなどという月給制であつた。そのばあい、なかには奨励金が基本給の五割にも達するものがあり、したがつて、その実質的内容は非常に利益率の低い団体請負制度と同一の賃銀(支払)形態であつたといえる。⁽²⁹⁾

(工員)月給制の思想的背景には、天皇制支配下の家父長的家族主義の倫理があつた。そして、日給保証と能率給の結合した団体請負制としての(工員)月給制は、その「皇国勤勞觀」による思想的補強とともに、勞働強化と賃銀単価の實質的切り下げのための賃銀制度であつた。また、こうした(工員)月給制に象徴される「皇国勤勞觀」にもとづく賃銀思想は、やがて弛緩した賃銀統制下の戦時強制勞働の賃銀制度の背骨の位置をしめるようになった。

一九四〇年十一月の閣議で決定された「勤勞新体制確立要綱」は、勤勞精神の確立を強調してつぎのようにいう。「勤勞は皇國民の奉仕活動として、其の国家性、人格性、生産性を一体的に高度に具現すべきものとす。従つて勤勞は皇國に対する皇國民の責任たると共に榮譽たるべきこと、各自の職分に於て其の能率を最高度に發揮すべきこと、全人格の發露として創意的自發的たるべきことを基調として勤勞精神を確立す」と。この勤勞理念における「国家性」の理念は、國民徵用令、重要事業場勞務管理令、勞務調整令、勤勞報國協力令などに具現し、さらに、一九四三年一月の閣議決定「生産増強勤勞緊急対策要綱」で再確認され、それとともに軍需会社法(一

九四三年一〇月三一日法律第一〇八号)における「生産責任制」の明確化や応徴士服務規律の制定などによって、戦時下「時局産業」の労資関係を強く制約することになった。

こうした「皇国勤労観」は、部、課長、係長、職長、五人組世話人の労務統括系統の整備と、労働組合の解体されたもとで単なる増産協力組織でしかなかった産業報国会の事業場単位組織化によって、労働者にたいする思想支配の具体的保証をもちえた。そして、このような思想支配に補強された資本による労働の包摂過程は、軍部主導の生産増強の至上命令の「課業」化とその強制のための基盤を形成するとともに、職場における労資間の賃銀、労働条件の決定に国家が関与することでもって賃銀統制の末端機構を整備することになった。

だが、こうした「皇国勤労観」に補強されたとしても、賃銀をめぐる労資の紛争は絶えなかった(付表34)。それは、実質賃銀の低下しかもたらさなかった賃銀統制の当然の帰結でしかなかった(付表35)。そしてそれは、結局は、賃銀統制の緩和を要請することになって、統制緩和の過程で、賃銀体系の生活給化が急速に展開することになった。

さて、賃銀統制がこのように矛盾にみち、動揺したとはいえ、賃銀統制が労働者の生活を困窮させたことは明白である。労働者の生活は、物価統制や配給統制の破綻過程における闇価格による物資購入の増加や強制貯蓄⁽³⁾によってもいっそう困窮化された。いま、一九四〇年にかけての労働者世帯の一ヶ月平均実支出を見ると、総支出一〇一・四九円、うち飲食物費四五・二五円、住居費一三・〇二円、光熱費五・六〇円、被服費一〇・〇五円、その他の諸費二七・五七円であった。一九三六年から一九三七年にかけての実支出を基準に、一九四一年の費目ごとの生計費高騰率で生計費支出を計算してみると、総支出は一一一・三四円、飲食物費四八・六六円、住居費

付表36 労働者世帯1ヶ月平均実支出および労働者生計費指数

(実支出)

	総支出	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	その他諸費
	円	円	円	円	円	円
昭和11~12	79.17	30.99	12.33	3.72	8.85	23.28
12~13	81.09	32.76	12.66	4.07	8.43	23.17
13~14	84.05	34.60	12.37	4.45	8.16	24.47
14~15	94.03	42.05	12.32	4.95	8.63	26.08
15~16	101.49	45.25	13.02	5.60	10.05	27.57

(生計費指数)

(昭和12年7月=100)

	生計費指数	大 費					その他諸費
		飲食物費	住居費	光熱費	被服費	その他諸費	
昭和12(7~12月)	101.6	101.8	100.2	106.7	100.2	103.8	
13	110.0	110.9	102.2	104.1	112.8	106.4	
14	120.2	123.9	105.3	116.0	147.9	109.2	
15	142.8	152.1	113.0	143.3	191.4	118.3	
16	146.1	157.8	129.7	133.4	205.7	122.9	

備考 1) 実支出は毎年9月より翌年8月までの1年間の数字で、10都市(札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、徳島、八幡、長崎)の調査で内閣統計局『家計調査報告書』による。

2) 生計費は内閣統計局による全国24都市156品目の調査で、内閣統計局『生計費指数』(月刊)による。

一五・九九円、光熱費七・四七円、被服費二〇・六七円、その他の諸費三三・八八円となる。これを実支出と比較してみると全般的な支出減がみられるが、なかでも、被服費とその他の諸費の支出減が著しい(付表36)。

そのほか、一九四三年に岐阜商工会議所が調査した重要産業転業者生活状況調査によれば、一九四〇年一月以降一九四二年一二月までの重工業への転職者の、一九四三年八月現在、回答者一二五名の年令構成は二〇~二十九才一八名(一五%)、三〇~三九才七八名(六二%)、四〇~四九才二九名(二三%)で、学歴構成は国民学校卒三二名(二五%)、国民学

校高等科卒八六名(六九%)、同中退四名(三%)、中学校卒一名(二%)、同中退二名(二%)、また、その就業職種は運搬工七名、組立工一七名、熔接工七名、銅工六名、塗装工四名、仕上工八名、検査工四名、圧板工二名、鍛金工二四名、製図工四名、営繕工三名、その他三九名であった。その現職勤続年数三ヶ月以内六名(五%)、六ヶ月以内一九名(一五%)、一ヶ月以内二一名(一七%)、一ヶ年半以内四四名(三五%)、一ヶ年半以上三五名(二八

付表37 現職の収支状況 1カ月

	収入不足の せるもの		収入超過の せるもの	
	員数	(%)	員数	(%)
10円未満	9	(7)	9	(7)
10円以上	19	(15)	16	(13)
20円 "	10	(8)	9	(7)
30円 "	5	(4)	7	(5)
40円 "	8	(6)	2	(2)
50円 "	1	(1)	2	(2)
60円 "	3	(2)	—	(—)
70円 "	2	(2)	—	(—)
80円 "	2	(2)	—	(—)
90円 "	—	(—)	—	(—)
100円 "	1	(1)	1	(1)
小計	60	(48)	46	(37)
過不足なきも 無記入	6 (5)		13 (10)	

備考 岐阜商工会議所編『重要産業転業者
生活状況調査』11頁より。

もいるところこそ問題があったといえる。他方、収入超過のものでは、三〇円未満の超過では本人の収入で超過となったものが相当数いるが、三〇円以上の超過のばあいは家族の労働または副業収入、財産収入に起因するものが多かったという。⁽³²⁾

以上のごとく、賃銀統制下の労働者生活の困窮化は、その生活水準の絶対的低下をしめており、また、転業過程にともなう生活状態の悪化もみられ、ますます強化される戦時強制労働体系の中で、労働者状態は急速に悪化していった。しかも、「国民皆労」体制化の強行は、労働力と非労働力の徹底した選別のもとで、未来の労働者層まで含めて全面的に貧困を拡大再生産したのである。

(1) 一九三七年一〇月末の公立団体管の職業紹介所は府営管一、市営二二四、町営三三四、村営一三六、町村組合管三三、合計七八ヶ所におよんだ。このうち、毎年一定の季節に限って開所されるいわゆる季節職業紹介所二六、臨時的必要から設

戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)

%であった。これらの転業者の一ヶ月の収支状況について、約半数のものが赤字をうったえていた(付表37)。

このばあい、転業六ヶ月未満のものが二割五分、一ヶ年未満のもので二割一分が赤字であることをうったえており、勤務年数の短いことも赤字の一つの要因であるといわれている。しかし、月三〇円以上の赤字となっているものが全体の二割八分、二二名

置された臨時職業紹介所三四ヶ所をのぞけば、常設的なものは六五八ヶ所、そのうち三九ヶ所は日雇労働取扱専門の紹介所であった（近藤煥太郎「職業紹介所国営の必然性」協調会『社会政策時報』二〇八号、一九三八年一月号、二八―九頁）。

(2) 職業紹介所国営論の論拠は、当時、「(一)職業紹介所が産業労働力の需要調節機関たる役割を果す必要を生じた今日に於ては、全国的に緊密なる連絡を保つ事は、その使命達成の上に極めて必要なることであるが、現在の如くその運営が各地方公共団体に委されて居る場合には、勢ひ各々自己の立場に拘泥し、真に円滑なる連絡統一を缺く虞れがある。

(二)職業紹介所を經營する地方公共団体に対する国庫の補助は現行極めて僅少であるため、その經營は甚だ困難であり、従つてその設備は勿論、職員の待遇の如きも一般に極めて劣悪で、適材を得てその実績を挙げ難い現状にある。

(三)現在の職業紹介所に於て取扱ふ求人又は求職者の七、八割迄が他の市町村出身者であつて、其の公共団体内で利益を受ける者は却つて少い実状にあり、職業紹介事業は結局地域的関係の少い事業であるから、地方公共団体で經營すべき性質のものではなくて、寧ろ国営とすべきである。

(四)国家の非常時に際し、労働力の総動員を行ひ、之を全国的に統制する必要がある時、現在の如き制度では充分にその目的を達し難い現状にある。宜しく之を国営に移し、労働登録制度等に依り、職別労働力の分布と其の移動状況に就て確實なる知識を有すべきである。

(五)現在の如く職業紹介所が市町村管である限り、紹介所の職員は屢々市町村理事者の更迭によりて、其の地位を左右せられ、有能にして経験に富む人士をして長く其の地位に留まらし得ない」点にあるとされた（砂野仁「職業紹介所国営の必要に就て」協調会『社会政策時報』第二〇八号、一九三八年一月号、二―三頁）。

(3) 中央における軍需勞務充足機関

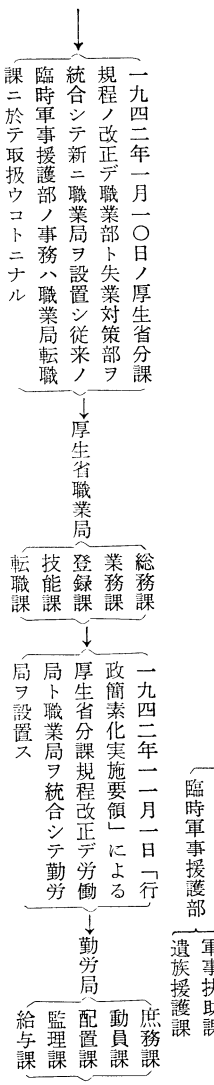
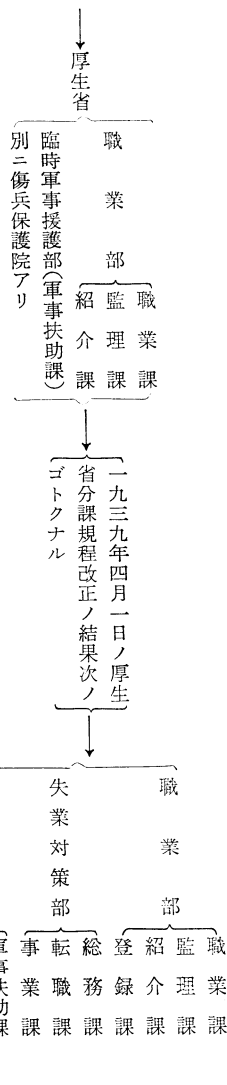
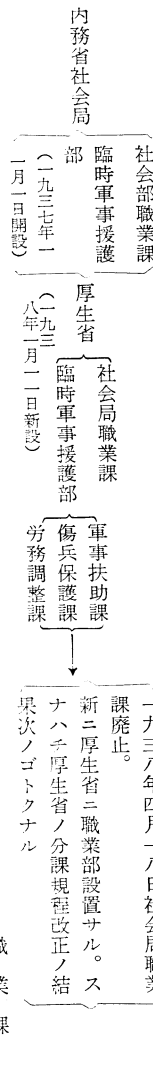
- (イ) 戦争開始直後、内務省社会局職業課の充実。
- (ロ) 一九三七年一月一日より社会局に臨時軍事援護部を特設し、その一課として勞務調整課を置く。
- (ハ) 一九三七年一〇月上旬内務省社会局より大阪、愛知、広島、福岡の重要府県に地方係官を派遣し、軍需勞務要員の種類の募集区域を定め、その適確なる充足をはかる。
- (ニ) 地方における軍需勞務充足機関
- (イ) 開戦直後東京、京都、大阪、神奈川、愛知、広島、兵庫、福岡、長崎の各府県においては軍需勞務幹旋部を、その他の県では軍需勞務係を設置。

(四) 一九三七年一月一日から、これら機構の拡充をはかり、中央地方相呼応して事業の万全をきす。
 (イ) 軍需労務要員充足ニ関スル取扱要領では、一般的には内務省所管の職業紹介機関が充足に当る方針を確立し、道府県が実施の中心として管内の職業紹介所、市町村長のほか青年団長などの連繫によって充足に当るものとする。

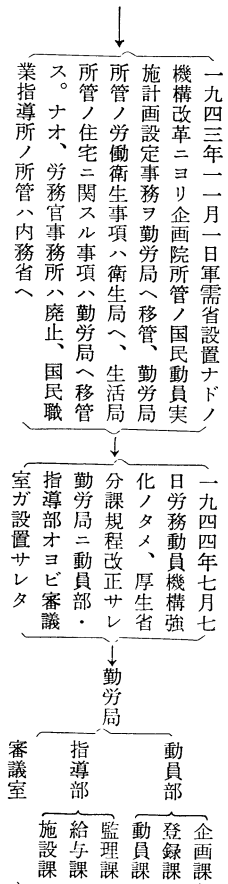
(4) 協調会『労務統制の研究』一九四三年、一一―三頁。

(5) 職業紹介法改正の理由は、「労務ノ適正ナル配置ヲ図ル」ことにおかれた(新田康彦「改正職業紹介法の要点」協調会『社会政策時報』第二二二号、一九三八年五月号、三二頁)。

(6) 中央職業行政官庁機構の変遷



戦時賃銀統制に関する研究(その二)(三好)



(7) 前掲、協定会『労務統制の研究』三三・三五頁。

(8) 賃銀規則記載事項については、賃銀統制令施行規則(一九三九年四月一〇日厚生省令第五号)第二条により、

- 一 賃銀ノ支払方法及支払期日
- 二 所定就業時間(休憩時間ヲ含ム)及所定休憩時間
- 三 未経験労働者ノ初給賃銀
- 四 定額賃銀ノ等級別標準額
- 五 所定就業時間外労働ニ対スル割増率又ハ手当
- 六 所定休日出勤ニ対スル割増率又ハ手当
- 七 労働者ヲ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ夜間就業ニ対シ賞与又ハ手当ヲ支給スルトキハ其ノ額若ハ率
- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃銀ノ計算方法
- 九 第五号乃至第七号ニ掲グルモノノ外賃銀ノ範囲ニ含まレベキ賞与又ハ手当ノ種類、額若ハ率及給与条件
- 十 賃銀ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給与其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類、価格及給与条件

とされていた。

(9) 賃銀委員会は、賃銀統制の各種の方法をおこなうばあいには、その慎重かつ円滑な運用を図るために、賃銀統制令の執行に
関する重要事項を諮問する機関として中央、道府県および鉱山監督局管轄区域ごとに設置された(労働省『労働行政史』第
一卷、一九六一年、七六七頁)。

(10) 未経験労働者の初給賃銀公定は、労働者の「適正配置」とその後の養成と定着化のためには、職種別や作業別の賃銀格差

がもうけられてはならなかった。そうでなければ、一旦配置したあとで、高賃銀職種や作業部門への配転希望がでてくる恐れがあったからである。

(11) 協調会『労働年鑑』昭和十七年版、三六頁。

(12) 厚生省告示第二一五号（一九四〇年七月八日）によって指定されたのは、金属工業、機械器具工業、化学工業、ガス業及電気業、窯業及土石工業、紡績工業、製材及木工製品業、食糧品工業、印刷業及製本業、其の他の工業となっている。

(13) 前掲、労働省『労働行政史』第一巻、八〇七頁。

(14) 前掲、協調会『労働年鑑』昭和十七年版、三七頁。

(15) 増田富夫『戦時労働政策の諸問題』聖紀書房、一九四三年、一八二―一三頁参照。

(16) 厚生省大橋賃金課長述『賃銀総額制限と賃金台帳』大日本産業報国会、一九四一年、第四章「一時間平均賃金ノ認可」参照。

(17) 前掲、厚生省大橋賃金課長述『賃金総額制限と賃金台帳』六二―三頁。

(18) 前掲、労働省『労働行政史』第一巻、一一〇二頁。

(19) 補助金の支給基準は、扶養家族のあるものとそうでないものにより基準を異にしていたが、最初の限度は前者は日給六円まで、後者は日給五円までとして、つぎの限度は第一の限度の二分の一までを加えることができ、扶養家族のあるものについては家族の員数に応じその一人につき多少の追加額が日額として認められた。しかし、これらの給与が勤務したことを前提としていたことは日給制の慣行に従うものであった。

また、補助金の支給状況は、新規徴用者の前任地、前住地、前職業及び年令などの分布状態により相当のへだたりがあったが、一九四二年当時では最初の三ヶ月は徴用人員の約四割に対し月額平均一五円前後の補助をなし、つぎの三ヶ月には人員数で約五割の減少を示して二割となり、補助平均月額額は約三割を減じて一〇円見当となり、六ヶ月を経過すると殆んど補給しないのが常であった。ただし、五パーセント位の人員は未経験者であって月額五〇円ないし七五円の補助を要するものもいた。その他方では、前職が自家営業の手伝などであったために補給し得ないものもいた（乗富丈夫『徴用労務管理』東洋書館、一九四二年、二五九、二六二頁）。

(20) 「高等外事月報」によれば、連行数は、一九三九年八一、一一九人、一九四〇年一二六、〇九二人、一九四一年二四八、五二一人、一九四二年三〇〇、六五四人に達したという。その他、連行数については数字的に若干の異説がみられる（朴慶

植「太平洋戦争時における朝鮮人強制連行」、歴史学研究会編集『歴史学研究』No. 二九七、青木書店、一九六五年二月、三七頁。

(21) 近藤銀一編『太平洋戦下の朝鮮及び台湾』朝鮮近代史料、朝鮮総督府関係重要文書選集(1)、巖南堂書店、一九六一年、七五—一六頁。

(22) 朝鮮人労働者の配置は、石炭鉱業を例にとれば、 $\frac{1}{2}$ の割合であった。

各炭鉱における朝鮮人労働者の職種別分布(%)

炭 鉱	坑 内 作 業				坑 外 作 業				合計					
	採炭	支柱	運搬	機成	選炭	運搬	機成	工作						
A(Y坑)	25.5	74.5	(各職夫雑役として)		100.0	—	—	—	100.0					
B	79.6	15.6	1.7	—	1.0	0.1	98.0	0.2	1.6	—	2.0	100.0		
C	72.0	25.7	0.7	—	—	—	98.4	0.3	1.2	—	0.1	1.6	100.0	
D	53.4	2.8	36.5		—	—	92.7	—	7.3	—	—	7.3	100.0	
E	36.5	36.0	11.4	—	—	—	83.9	1.0	—	5.8	3.7	5.6	16.1	100.0
F(T坑)	47.2	3.6	8.2	—	26.1	—	85.1	—	3.1	0.5	—	11.3	14.9	100.0

備考 1) A, Cは1936年2月現在、他は1941年12月現在各坑の職名必ずしも一致せず。

2) 労働科学研究所報告第1部 工業労働及労働管理 第9冊『半島人労働者の作業能力に関する科学的考察』炭鉱における半島人労働者』労働科学研究所、1943年、39頁より。

(23) 日雇労働者の賃銀統制に失敗し、その賃銀の未曾有の騰貴が、微用制を主軸とする労働規制によってつくり上げられた低賃銀体制を動揺させたという(加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策——全般的労働義務制の史的分析——』御茶の水書房、一九七〇年、二二六頁)。

(24) 資料「賃銀に関する若干の資料」(協調会『社会政策時報』第二四二号、一九四〇年十一月号所収)二六二頁。

(25) 「工員は多くの報酬を得んとする觀念に駆られ、自ら拙速主義に陥り質の統制を困難ならしめて勢ひ粗製濫造となる虞れがある」として、「質の統制」手段として検査制度を実施すること、それを基礎にした労働者の「適正」配置の必要性を説いた。検査制度を伴わない請負制度は、実質的に日給制度に墮するものとして批判された(日本経済聯合会調査課編『産業能率と生産技術及び組織問題』山海堂、一九四四年、二八七—一八頁)。

(26) 大西清治・滝本忠男『賃金制度』労働管理全書第一〇巻、東洋書館、一九四四年、二九四頁。

(27) たとえば、渡部旭氏は、産業報國運動資料(四)「賃金制より視たる月給制」の中で、「家族生活の安定を主眼とするには、欧米流の契約賃金説や労働商品説に由来する賃金制度、まして、請負制度の如き資本主義むき出しの賃金制度は、宜しく之を海の彼方に息吹き放つて、日本本来の『お給金』制に立戻るべきである。お給金制とは即ち月給制のことである」と主張する(前掲、大西清治・滝本忠男『賃金制度』二三頁)。

(28) 「賃金制度に関する検討」(日本経済聯盟会時局対策調査委員会、産業能率増進委員会第二部改案)(広崎真八郎『工員月給制度の研究』東洋書館、一九四三年所収)三一―一九頁。

(29) 官給の原材料による工賃で靴を製造する工場(原価構成要素の四〇%以上が直接工賃)において工員月給制を採用(七月

月別総合出来高表ならびに単価表

月別	換算出指	来数	支払総銀	賃支指	足価指	当り銀
5	66.3		47.3			7.14
6	73.1		48.5			6.63
7	71.5		49.2			9.89
(7月以降はボーナス引充金加算す)						
8	79.5		51.6			6.49
9	78.5		52.9			6.74
10	84.3		55.9			6.90
11	98.1		58.9			5.95
12	101.5		60.1			5.91
1	83.3		58.2			*6.99

備考 1) *歳末年始休日の週間賃銀支払の結果。
2) 前掲、広崎真八郎『工員月給制度の研究』222頁より。

から)した結果は、五月、六月の生産指数は六六・三、七三・一、一月は暮から春にかけて一週間休みがあるために減少。この間従業員が殖え、支払賃銀も増加した。支払賃銀指数は五月、六月、七月は一割のボーナスを加えたのが四七・三、四八・五、四九・二で、一足当りの賃銀指数は、五月七・一四、六月六・六三で、七、八、九月と減って、一〇月は上がったが一、二月は減り、一月は高くなって二、三、四月と減っている。これはボーナスを加算したものである。そのうえ三年以上の人には病気で続いて休んでも丸々月給を払い、健康保険が切れると金を会社が足してやる足し前金を入れてやる。あるいは丸ごと足してやる。それにボ

ーナスは二、三、四月に二割を計上して入れてある。これらの一切を出来高指数で割った一足当り単価賃銀指数が上表のとおりである。月給制度以前が七・一四、六・六三という指数であったのに、月給制になったからは五・六三、五・三五という数字となり、低下してきた(前掲、広崎真八郎『工員月給制度の研究』二二―二二頁)。

(30) なお、工員月給制の基本給は年令給を軸にするが、そのばあいでも基本給は勤続年令、能率、学歴が加味されており、さらに養成や監督機構の整備するもとで身分制を温存した月給制にほかならなかった。

さらに、工員月給制のこのような性格の中に、賃銀統制の破綻過程で暴露される「年功賃銀」の本質もまた明白となって

いった。

- (31) 東京では、一九四四年で食料品の七〇%が配給で、その他が三〇%となっていた(宇佐美誠次郎「戦争末期における労働者の食生活についての資料」大原社会問題研究所『資料室報』第七七号所収三―四頁)。
- (32) 岐阜商工会議所編『重要産業転職者生活状況調査』一九四四年、一一―三頁。

(未完)